

12世紀日本の気候変動と人心 3

12th Century Japan's Climate Change and People's Mind 3

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

要旨：

日本の12世紀は著しい暑熱の時期であった。そこはあらゆる意味に於いて転換点、過渡期とも言うべき暑い時期でもあったのである。それは政治的・軍事的・経済的、そして、文化的にもそうであったが、気候的にも平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」に当たった。筆者の検証作業に依って、当該期が極端な気象現象の頻発していた時期であることが次第に判明しつつある。

歌人藤原定家（ふじわらのさだいえ・ふじわらのていか）が自身の私日記である「明月記（めいげつき）」〔建久7年（1196）6月25日条〕⁽¹⁾に於いて示した「天」に関わる対空間認識である「天變頻示、凶事間聞」とする記述とは、地上側に於ける騒然として乱れた状況が、「天」をして、特に「暑氣殊甚」とした異常気象を発現させ、人々へ対して啓示・警告を行なっているとした思想であったと指摘をした。本稿では、こうした当時の人々に依って筆録をされていた日記史料を主たる素材としながら、こうした過酷な気候変動と向かい合っていた人々の様相や生活文化に関して更なる追究を行なったものである。

キーワード：気候変動、気象災害、暑熱、水循環、動物

はじめに：

日本の12世紀～13世紀は平安時代末期～鎌倉時代前半期に当たり、政治史的には源平の争乱期を経て、鎌倉幕府の成立と、その全国政権化に至る古代と中世との過渡期に在った政治的にも経済的にも文化的にも熱い時代であったが、気象的にも暑い時代であったとされる。この時期に於ける気候変動がその後の日本の生活文化や、日本在住者の精神文化へ与えた影響も決して小さくはないのである。

本稿では、こうした課題視角より、12世紀～13世紀当時の人々に依って筆録をされていた日記史料を根拠としながら、そうした暑熱の時代を過ごしていた人々が諸々の気象現象に対して、どの様な認識を抱き、実際に対処をしていたのかに就いて、夫々の気象現象毎に区分し、検証作業を行ないつつ、究明をしようとしたものである。当

時に於ける生活文化の一端を垣間見ようと試みたものである。ここでは、21世紀現在に於ける種々の気候変動や、気象災害を克服する為に、何らかの手掛かりやヒントとなり得ることがそこにはないか、考察を加えてみることにする。シリーズ最終となる本稿では、「12世紀日本の気候変動と人心」1と2の補遺的に項目を立てている。

尚、本稿中に於いては、特に記載をしていない場合、出典史料は藤原定家を記主とする「明月記」である。

1：天気とは何か

私日記タイプの記録には、気象に関わる記述が数多く登場する。先ず、その日の記事の冒頭部では、その日の天気(の推移)が記されることが多かった理由として、そこに天気以上の何らかの意味や意義を感じ取っていたことが指摘可能である。即

ち、天気、気象現象とは、「天（帝）」が地上に住む人々に対して示す、日々の何らかの意向であると認識をされていたのであった。「天気」の語が、気象の状態を表わす意味の他に、**天皇の意向の語義**として解釈されていた背景には、地上側に於ける最高の支配者である天皇の気持ちが、**天帝の意向**を地上世界に於いて代弁しているとした考え方のあったことを示している。日記史料中に登場する「**天顔（てんがん）**」とした日本語表現法には、気象現象を人の顔（天子の顔）の表情に見倣す・見立てるといふ、一種の人格化表現事象を見て取ることが出来、そこには曖昧模糊とした状態をよしとする日本文化の根源的特質が表出していたのである。当時の人々にも「**天気快然（かいぜん。心地良いこと）**」が好ましい状態であるとした認識はあったが、天候にしても、天皇の体調にしても、実際にそうなることはかなり難しかったことが想定される。「**非朝之道理**」「**明月記**」嘉禎元年（1235）正月4日条）とは、異例なこと、先例を踏襲しないことに対する一種の批判でもあり、王朝・公家社会では一番嫌われた方法論でもあったが、気象現象としての天気に対しては、そうしたものの見方も、時としては必要とされていたのかもしれない。

同じ公家日記史料であっても**対気象認識は実に様々**なのである。無論、当時としても記主の性格の反映もあろう。こうした点をも踏まえながら当該課題の検証に当たる必要がある。ただ、「**天變地震**」と併記されていた様に、天文異変・気象災害と地震災害とは、天空と地盤に関わる重大事であるという認識は共有されていたことが窺えるのである。

そして、同じ「ハレ」の気象現象であったとしても、「**天晴**」と「**天霽**」との表現法の違いに見られる様に、意外な程、気象現象を厳密に観察していたことが窺えるのである。この両者には、雨が降ってはいないという共通項を除いて、抑々、基準となっている気象的な状況が全く異なっていた。前者のハレとは、晴の語が日へんと青で構成されている様に、太陽が青白く光り輝く状態を示し、そこに雲の存在は余り見えて来ないのである。晴天の時間が或る一定程度継続していた状況を指し示した言い方であった。それに対して後者の霽の方は、この語が雨カンムリに齊（おさめる、と

とのえる）の字で構成されている如く、その基盤には雨・雪の状態があった。それが済んだ（止んだ）後に於ける曇天なのであり、必ずしも晴天を意味しない。そこでは、雨後に於ける高湿度の状態をも表現しようとしていた可能性が想定されよう。心情としては、やっと雨が上がった、という安堵感と共に、雨後に於けるもわっとした空気が肌にへばり付く様な不快感があったかもしれない。

2：暑熱と虫

12世紀は**平安海進期（ロットネスト海進期）の終末期**に当たり、日本でも海水準が上昇し、気候は温暖であったという。北半球に於ける中緯度帯での継続的な偏西風の蛇行と、それに付随した**ブロッキング高気圧の発生**も日本へ**猛暑**を齎す可能性があるものと示唆されている。それ故、**気象現象にも顕著で極端な事例**が発生していたことも想定されるのである。

平安時代末期の武将**平清盛（1118～1181年）**は、高熱を發する**感染症（熱病）**に罹患して死亡したとされている。特に、**ハマダラカ**が媒介する**マラリア原虫**に依り引き起こされる**マラリア**に感染したとする見解が有力である。⁽²⁾即ち、ハマダラカが生息可能な程に、当時の日本では地表の温度が通年で高かったことの証左ともなり得る。重症化する**熱帯熱マラリア**を媒介する**コガタハマダラカ**は、現在の日本国内では**沖縄県内の宮古・八重山諸島**に分布しているものの、**沖縄本島**では発見事例は無い。しかしながら、今後、温暖化が進行して行けば、**沖縄本島～九州南部～四国の太平洋沿岸地域**に迄、その生息地域が拡大する可能性も指摘されている。近年でも**平成26年（2014）8月、東京都内に在る代々木公園付近**で蚊に刺された人が**テング熱（ネッタイシマカやヒトスジシマカに依るデングウイルス感染症）**に罹患し、最終的に**都内で108人の患者**が報告されるに至った。⁽³⁾これも**温暖化の影響**に依り、特に**ヒトスジシマカ**が日本国内でも生息可能な（年平均）気温に達したからであるという理由が推測されている。

日記史料にも多々登場する「**温氣（うんき）**」の語であるが、そこには**病気に依って上昇した体温**の語義の他にも、**暑熱の状態**を表現する意味用

法がある。「兵範記」久寿2年（1155）5月13日条に見える「左府北方（左大臣藤原頼長の妻）、（中略）年来長血（ながち。子宮からの長期に渡る不規則な出血症状）之上、三月以後不食、又近日温氣相加云々」とした記述からも、持病の悪化に気温や湿度の上昇が悪影響を与えていたことを示唆する内容が見て取れる。それが女性に特有の疾病であれば、暑熱の中に在って、単に氷で冷やせば良いとばかりは言えない切実な状況もあったであろう。

「兵範記」仁安2年（1167）閏7月25日条（グレゴリオ暦・太陽暦の9月10日）に記されていた「被申行軒廊御卜、是去十九（五）日鴨御祖社（下鴨神社）中門外羽蟻多出来事也」という記事からは、この当時の夏季が高温、多湿、多雨であったが為に、建物の白アリ被害がかなり深刻な状況となっていたことを窺わせる。当時は木造建築物が殆んどであったことから、その被害はかなり広範に広がっていたことも想定される。但し、「羽蟻多出来事」は当時の認識に依るならば、それは「怪異様」であり、放置することが許されない凶事としての見立てである。それ故の軒廊御卜であった。ただ、羽蟻が大量に飛翔していた時、それがかっていた住処（木造建築）は既に食害でかなりのダメージを被っていた筈である。建物強度の低下や、建物自体の倒壊が発生していた可能性すら想定される。現在の様に、防蟻技術や薬剤に依る駆除法が確立していない中では、社会生活上、又、経済上でも白アリに依る建物被害はかなり深刻であったと言わざるを得ないのである。シロアリ自体は通常、土中や木材中に居て人目に付く存在ではないが、偶々床下で蟻道を発見したり、木材を食べる音がしたり、食害に依って強度が低下した木材の中でシロアリ自体を見ってしまうこともあったであろう。それは正に「怪異様」と当時の人の目には映ったに違いない。

白アリは昆虫綱シロアリ目に属する昆虫の総称であり、日本には15種が生息する。その形態や生活様式は蟻に似ているものの、系統的にはゴキブリに近く、古生代石炭紀以来の古い昆虫である。巣や木材加害部からは、毎年決まった時期に有翅虫（羽蟻）が群飛するが、その時期は、イエシロアリでは6～7月の夕方、ヤマトシロアリでは5月の日中である。⁽⁴⁾ 有翅虫が見られると言うこ

とは、分巢する兆候である。下鴨神社の事例ではイエシロアリに依る食害であったものと見られるが、通常、巣別れの時期は6～7月であることより、新暦で9月の分巢では時期が遅すぎるが、これは当時の夏の暑熱が激しく、残炎・残暑も著しかったことの証左であろう。その結果としての短い秋が想定されるのである。この時、既に下鴨神社中門を支える柱はかなり深刻な白アリの食害に見舞われていたことが推測されるのである。シロアリに依る被害の拡大も、建築法の他にも、取り分け、夏季に於ける暑熱の状態が大きな原因としてあったものと考えられる。

3：「天之令然」

「明月記」等の日記・古記録では、夏の暑熱・炎暑に関わる表現法として、「日影暑氣難堪」、「昨今炎暑殊甚」、「旱魃涉旬」、「暑氣殊甚、終宵辛苦」、「近日暑氣尤宜不異秋」、「近日暑氣如盛夏」、「暑氣難堪、偏如病者、日来蟄居」等と言った、正にオープンレンジに入れられているかの様な凄まじい記述を、様々な表現法を以って行なっているのである。

そこでは、「不可堪忍」と記されていた如く、最早、忍耐の限界を越えた暑熱に対して、怒りの感情の発露すら見られるのであった。そこには「天之令然（冷淡な態度）」に依って翻弄される人々の様子が描写され、人体にとって、この当時における高温、高湿度の状態は、精神的・身体的に見て非常に危険な状態に在ったことが類推されるのである。それ故、こうした中に於ける降雨は一瞬の涼しさを齎す「雨快降」と表現されたのであった。最早、天からも見放されたという「天之令然」という考え方は、「兵範記」久寿2年（1155）2月1日条にも見られるが、そこでは左大臣藤原頼長方と平信兼との濫行（らんぎょう。乱暴な行為）、刃傷沙汰に及ぶ狼藉の発生に際して、「積惡之所致、天之令然歟、希代之珍事也、可恐可懼（おそれる）、可恐可懼」としても使用されており、気象現象だけではなく、人事（「末代狼藉」）に対しても適用されていたことに着目するべきである。本来は、仏教思想である筈の末法観が「天之令然」の実際に発現した1つの事象であるという考え方を示唆しているところが興味深い。

4：かき氷

又、「延喜式 卷四十 主水司」の記載に依れば、⁽⁵⁾宮内省主水司の水戸（ひこ）が所管していた氷室（ひむろ）が山城国葛野郡徳岡・愛宕郡小野・栗栖野・土坂（ハニサカ、アフサカ）・賢（堅）木原・石前（イハサキ）、大和国山辺郡都介（ツケ）、河内国讃良郡讃良、近江国志賀郡部花（龍華）、丹波国桑田郡池辺等、畿内を中心に21か所設定されており、そこより取り出して来た「寒氷」で、夏季に天皇、皇族や臣下の者が涼を取ることも行なわれていたらしい〔寛喜元年（1229）6月20日条〕。

これは氷の需要そのものが多かったからであろうが、それ程迄に当該期に於ける暑熱の状況が凄まじいものであったことを物語っているとも言える。最早、氷無しでは平安京の酷暑は遣り過ぎることができなかつたものと考えられる。得られた氷の主たる使用法ははっきりとはしないものの、氷そのものを削って金属製の椀に入れ甘葛（あまぎら）をかけたりして食したり〔削氷（けずりひ）〕、⁽⁶⁾盆の上に氷柱を立てて室内に置き、部分的に涼氣を得ていたのであろう。

「明月記」元久元年（1204）7月28日条では、「參和歌所、如昨日家隆朝臣參會、雅經殊遲參、大理（檢非違使別当の唐名）被取寄櫃二合、銘代々勅撰上下（已上イ）有破子（わりご。携帯用の食物容器）瓜土器酒等、又有寒氷、大理自取刀被削氷、入興之甚、雖納涼之中非無外人、稱堪能削之、以白布巾裹（きんか。頭巾）氷左手扣（うつ）之、臯陶（こうよう。古代中国に於ける伝説上の人物。九官の1人で舜帝の臣下。法制度の整備に当たったとされる政治家）之職頗輕々、各饗應食之（削氷）」と記しており、食後のデザート的な形で削氷を食していたことが分かる。檢非違使別当自らが刀で削った氷を参会者へ振舞ったのである。鈴木牧之の言説に依るならば、水は極陰の物であったが為に、水から出来ている氷も又、地中に在ったとしても陽に感応して消え易いという考え方があったらしい。但し、これとても、奢侈品であり庶民に依る日常的な形での食べ物であったとは言い難いのである。

定家の父親であった藤原俊成も、その晩年には「喘氣病」（気管支喘息か）・「咳病」（咳の症状を

伴なう疾患）を患っていたらしく、喉が鳴るといった違和感があった為か、その死の直前には「雪」（氷か）を食べて「殊令悦喜給、頻召之（雪、氷）、其詞めでたき（素晴らしい）物かな、猶えもいはぬ（表現法も見つからない程に素晴らしい）物かな、猶召之、おもしろい（珍しい、趣きがある）ものかな、人々頗成恐取隠之」（元久元年11月29～30日条）と言いながら、臨終の時を迎えたとしている。余りにも91歳の俊成が雪氷を食べ過ぎたことから、周囲の人々が懸念をしてそれを隠してしまう程であったという。俊成・定家の子孫の家柄である冷泉家（京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町）では、現在でも京都に初雪が降ると、俊成像（江戸時代）にそれを取って来て器に盛り、備える習慣があるのは、その逸話に端を発した供養の儀であろうか。

当時、雪氷は削氷といった食用以外にも、そうした、熱病や咳病等に対する医療・治療目的でも使用されていたことが考慮されるのである。暑熱期に於いては、都だけでもかなりの氷需要があったものと推測される。それ故、多数の氷室や氷池の設定も理解されるであろう。但し、それらは王権が直接管理に関わった施設であって、民間の経営に関わる氷室をも含めるならば、夥しい数の氷室が畿内には存在し、こうした暑熱期に於ける氷需要を賄っていたものと考えられる。これも、平安海進期末期に当たり、平均気温の上昇がその背景としてあった生活文化の可能性も想定されるのである。

氷室自体は「日本書紀 卷十一 仁徳天皇」⁽⁷⁾仁徳天皇62年是歳条に「額田ノ大中（ナカツ）彦皇子獵于鬪鷄（ツゲ）。（時）ニ皇子自山ノ上望（ホセ）之。瞻（ミソ。見る）野中有物。其形如廬（イホ。廬舎。粗末な建物）。仍（及）遣使者ヲ令視。還來（マウキテ）之曰。窟（ムロ。岩屋、隠れ家）也。因テ喚テ鬪鷄ノ稻置（イナオキ）大山主（ヌシ）。問テ之曰。有（在）其（カノ）野中ニ者何窟（ムロ。窟）矣。啓テ之曰。氷室（ヒムロ）也。皇子曰。其（カノ）藏（ヲサムルサマ）如何。亦奚用（ナニニカツカフ）焉。曰。掘（堀）土ヲ丈餘（ヒトツエアマリ。3メートル余り）。以テ草（カヤ）ヲ蓋（覆）（フク。葺く）其上ニ。敦（厚く）敷テ茅（チ）荻（萩）（ススキ）ヲ。取テ氷（コホリ）ヲ以置其上ニ。既ニ經テ夏月（ナツ）而不泮（キエ）。

其用（ツカウコト）之。即當テ熱（アツキ）月漬（ヒタテ）水酒ニ以用也。皇子則將來テ其氷ヲ。獻于御所（スメラミコト）ニ。天皇歡之。自是以後。毎ニ當季冬（シハス。師走。12月）ニ必藏氷ヲ。至テ于春分（キサラギ。如月。2月）ノ始（コロ。頃）散（クバル。配る）氷也」と記述されているのが文献史料上に於ける初見である。

これに依るならば、当初に於いては氷室が国家経営の施設ではなく、民間の物であったことが推定される。しかも、それが鈴木牧之の指摘する様な山蔭とか谷間（たにあひ）といった冷暗な場所ではなく、「野中」（野原の中）に存在していたことにも注目をすべきである。その立地の理由は定かではないものの、保管しておいた氷の運搬上の事情（内水面水上交通、河川交通の利用上の利便性）、そして、約3メートルも地表面を掘り下げて造る為、氷室内部の温度が1年を通じてほぼ一定に保たれることから、敢えて運搬に不便な山中に氷室を設置する必要性も低かったこと等が考慮される。その氷の用途は夏季に於いて水や酒に浸して使うとしている。この時に、王権に依る氷室の制度が始められたらしいが、旧暦の12月に氷を氷室へ収納し、翌年の2月には配布することから見て、氷を受け取った者の家にも規模は小さいものの、家庭用の氷室が設置されていたことが推定されるのである。そうでなければ、到底「熱月」迄、氷をそのままの形で保存することはできない。暑熱の時期に在って、氷を摂取することは単に冷涼感を得るだけではなく、深部体温を下げる効果が認められることより、熱中症予防という意義も経験則として知っていたことが考えられるのである。

5：暑熱と果物

「明月記」文暦元年（1234）9月26日条（グレゴリオ暦・太陽暦の10月20日）には、「庭樹之梨子依炎旱損失、僅所殘獻前大僧正御房」とあって、この年の暑熱に依って果樹に被害が発生していたことを記す。果樹の乾燥、高温障害では、乾燥した状態が長期に及ぶと、果実が落果したり、樹木自体が枯死することもある。梅雨明けから盛夏期にかけての時期には乾燥障害だけではなく、高温障害も加わり、果肉が硬化したり、生育不良

の障害が発生したりもする。こうした状況が続くと、更に、病害虫が発生し、アブラムシ類やダニ類等の吸汁害虫の発生も多くなる。定家邸に植えられていた梨の木は、栽培用と言うよりも、寧ろ、観賞用ではあろうが、甘い食物が少なかった当時の生活文化に於いては、冷水で冷やした梨を食することが夏の楽しみの1つであった可能性もある。実際上の効果（薬効）としても、日本梨の場合、水分が88パーセント、カリウムが100グラム当たり140ミリグラム含まれており、カリウムには細胞内液の浸透圧調整やナトリウムの排出促進の働きがあり、血圧降下、筋肉の働きを保持、むくみの予防・改善、解熱等の効果が認められている。又、梨に含有されるソルビトールは整腸作用が認められる果糖であることから、暑熱で弱った胃腸には効果的であるものと考えられる。梨は実に理に適った暑熱期に於ける食物であるということができるのである。

定家邸に植栽されていた梨が自生種の日本山梨であったのか、又は、中国大陸より輸入されていた果樹であったのかは不明であるが、そこには平安京に於ける暑熱期を何とか乗り越えようとしていた人々の生活上の知恵があったのであろう。定家の家には梨の他にも庭樹として林檎が植えられていたことが知られ〔嘉禎元年（1235）閏6月8日条〕、こうした果樹類（梅、梨、林檎等）が単なる観賞用途の域を越え、夏場の熱中症対策や栄養補給、食中毒防止、薬用、又、飢饉の発生に際した食糧自給としての生活防衛の意味合いもあった可能性がある。気候変動が定家をして、こうした営農活動をさせていたのである。

6：「炎旱之徳政」

王権もこうした厳しい暑熱の状況に全く対処をしなかった訳では無く、「炎旱之徳政」が実施されることもあった。「明月記」天福元年7月1日条では、「爲炎旱之徳政、被求尋成功（じょうごう）者云云、彼政之體誰人意見哉、朝議已不足言歟、驚而有餘」としており、定家はその様な施策に対しては冷ややかな反応を示していたのである。その理由に関しては記述が無いものの、鎌倉幕府勢力の伸長に比して、朝廷財政の没落を憂慮した可能性もあるし、徳政を成功で賄おうとしたことに

対する矛盾や違和感を問題にしたものかもしれない。この事例に於ける**徳政**とは、旱害の発生に際して、それが天皇の**不徳**に依るものであるとした平城京時代からの中国的な発想法に基づき、この災害を除去する目的で大赦や田租の減免、貧窮者に対する債務免除、施物等、特段の善政・仁政を施すことであり、一律的な形での債権・債務破棄令ではない。寄進地系荘園の増大に伴って、朝廷にはそれに対応した財政的な根拠が無くなっていったことから、成功を募るというアイデアであった。売官制度としての成功は、造営事業や大札等に関わる費用を私財で以って朝廷へ献納する代わりに官職を得る行為である。

7：暑熱と井戸

夏季に限らず、安全な水の確保が重要であったことは言う迄も無い。平安京では、豊富な地下水脈の存在から浅く掘られた井戸の水は地下水位の低下に依って干上がり、幾ばかりか得られた水も、井戸周辺環境の影響を受けて決して衛生的では無かったとしており、灸治に使用する綺麗な水を求めて出京しなければならないという有様であった。平安京に於いては、特に、飲用水や生活用水は井戸水にその多くを頼っていたことが考えられ、「天晴、已涉旬月無雨露、井水已乾」（寛喜元年7月30日条）、「旱天無其期事歟、諸井皆乾、此家僅殘、其水已白濁」（同8月7日条）、「吉田（京都府京都市左京区南部地域）泉水絶了」（同11日条）と言った状況は、正に生命の危機でもあったのである。「草木漸有枯槁（ここう。草木が枯れ果てること）之氣、民部（戸）有憂」〔文暦元年（1234）7月24日条〕⇒「近邊井水乾」（同25日条）という乾燥状況の時系列からは、如何に都市平安京の井戸が浅く掘られていたのかを知ることができると共に、周辺の植生から井水の枯渇時期が近いことを悟っていたことを知るのである。元々、平安京に於ける地下水位は現在との比較に於いても高い状態であったのであろう。⁽⁸⁾ **井戸神**を祀らなければならなかった理由も、こうした井戸水の変化を巡る状況から理解が及ぶ。井戸や井戸水とは、生き物であり、動物や事物と同様に「**供養**」されるべき対象の1つでもあったのである。

8：祈雨・請雨の方法論

こうした水不足の状況を抜本的に、又、物理的に改善することはできなかったが、王権も全く手を拱（こまね）いていた訳でも無かった。それが**祈雨・請雨の方法論**であった。つまり、神仏に降水を期待する手法である。「兵範記」嘉応元年（1169）6月21日条（グレゴリオ暦・太陽暦の7月17日）では、「炎旱涉旬、今月雨不降」という少雨状態に対して、同17日に「祈雨二社奉幣」⇒同18日からは「被拂神泉苑」⇒「猶無其驗」⇒同21日に「今日又二社奉幣」⇒そして、同25日からは「可被行孔雀經（仏母大金耀孔雀明王經）讀經」⇒同26日には再度**神泉苑**に於いて読経が行なわれ、「唱甘雨普潤炎旱消除（滅）」を行なったものの、「雨澤未降、炎旱殊太（はなはだし）」という状態に変化は無く、更なる**延行**（継続して行なうこと）が決定され⇒同29日になって**神泉苑**に於ける**五龍祭**の執行へと至る如く、同6月17日以降には立て続けに王権は神仏や陰陽道を動員した形での降雨祈願行動を起こすのであった。それ程この度の少雨が生活用水にも、又、水稻等の農業用水にも深刻さの度合いを深めていたことの証左ではあろうが、最終手段として**孔雀經（仏母大金耀孔雀明王經）**を持ち出していたことが特徴的である。それは、唐の**不空三蔵**が訳した**大乘密教經典**（3巻）であり、**孔雀明王**（忿怒の相を持った**孔雀仏母**であり、この尊を念ずれば衆生の業障罪惡、諸病痛等、一切の厄難を消除すると説かれる）の神呪や修法、功德等に就いて説いた内容であって、主として**真言宗**に於いて用いられた**密教の修法**であった。**孔雀**は毒草や毒虫、**毒蛇**を食するというその生態の延長線上で、**人間の三惡**をも吞食すると信じられたからであるが、その一方では、**蛇・龍**は**神泉苑**等、広く東アジア世界に於いても降水を司る存在であると位置付けられていたことから、聊か理論的には相容れないところもあったが、特段、そのことが当時に問題視されることが無かったのは不思議なことではある。

この時は、**孔雀經**を動員してでも降水が無かった為か、同23日条では「依炎旱、室生龍穴社（室生龍穴神社。奈良県宇陀市室生1297）可令轉讀仁王經（仁王護国般若波羅蜜多經）」という手段も採用されていたのである。**室生龍穴神社**は、



写真：生島足島（いくしまたるしま）神社の境内で祀られる井戸神〔筆者撮影。長野県上田市下之郷中池西701。写真は神楽殿の近くにある下神（御）井（しもみい）。本社の脇に在る上神（御）井と共に神聖な井戸とされ、そこから汲み上げられる御水は、当社の重要な神事である御籠祭（おこもりさい）で炊かれる御粥にも使用される〕

水神や龍神を祀る施設であり、その様相からは、中世日本に於ける地下世界観や龍穴信仰の存在をも想起させる。当社の祭神は、降雨と止雨の龍神である高龍神〔たかおかみのかみ。伊奘諾尊に斬られた火の神軻遇突智（かぐつち）の子〕と、仏教に於ける守護神としての善女龍王である。同市内に在る真言宗（元来は法相宗）室生寺は、古来より信仰されて来た龍穴、並びに、室生龍穴神社と密接な関係性を有しており、抑々、龍穴神に奉仕する目的を持った寺院が室生寺なのである。奈良末期～平安初期の時期に興福寺僧であった賢憬（けんけい）がこの地に堂宇を建立したとされており、室生寺は祈雨の神としての神格を持った室生龍穴神の別当神宮寺であったという。その為、祈雨に派遣された浄行僧の多くは興福寺僧であったのである。

実際、この時には同6月23日付で山階寺（興福寺）に対して左弁官下文が発給されており、「應轉讀仁王般若經、祈請甘雨事」が指示されていた。そこでは興福寺別当であった僧正尋範（藤原師実の子）に浄行僧侶十口を率いさせ、室生龍穴社で同25日の午二點（11：30）より始めて5日間の同經典転読と、甘雨の祈請とが要請されたのであった。同時に、それに供する為の仏僧供料を運充すべきことが大和国へ発給された左弁官下文に依って在序官人へも指示された。高倉天皇の宣旨（綸旨）でも「祈請甘雨」せんが為に精誠を致すことが求められたのである。ここでポイントとなっていたのは、甘雨を祈請させる場所の選定と共に、「勘申（かんじん。祭儀等の執行に先立って先例故実の調査、日時卜占を行なって報告をすること）日時」があったものと推測される。この時には、既に室生龍穴神社に於ける転読の方が先行して決定されており、執行する日時が後で決められていたことになる。この事例に鑑みるならば、恐らくは降雨の無い状態が二旬を超えると王権は降水祈願の行動を起こしていたことが推定され、諸社への奉幣→神泉苑を会場とした神道式、仏教形式での祈雨・請雨→そして、貴船神社や室生龍穴神社といった降水に特化した靈験を持つ神社への、詔勅発給を伴った祈請、及び、「大赦天下」へと段階を踏み、又、それらの繰返しを行っていたことが考えられる。今回の大赦では、長恩（配流地下野国）、良恵（同周防国）、圓喜（同阿

波国）の興福寺悪僧等、15人の流人となっていた僧侶が赦免の対象となっており、その意味に於いて、グレゴリオ暦・太陽暦の7月中旬～下旬という農業経営上、重要な時期に発生していたこの度の「日來炎旱」の早害は、かなり深刻な状況であったことが推測される。同記の同28日条では「天晴、佛神祈請雖有日、炎旱彌太（はなはだし）、甘雨不降、上天（天帝）大事、下民愁煩、已在近日」と記され、結果として今回行なわれた祈雨・請雨の願いは上天には届かず、全く効果が出現しなかったのである。

貞観9年（867）にはこの龍穴神をして正五位下に叙して善女龍王とし、寺号が龍王寺とされた。抑々、法華經（序品）に登場し、仏法を守護する水中の大王である八大龍王〔難陀龍王、跋難陀龍王、沙伽羅龍王、和脩吉龍王、徳又迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯（須）龍王、優鉢羅龍王〕は、八体の護法の神、八部衆の1つ、龍神でもあり、水に関わりの深い存在でもあった。音写して那伽と書されることもある蛇神の龍王であるが、水中を支配する神でもあったのである。龍王の中でも優れた能力を持ったものは、雲を発生させ、空中を飛び回り、雨を降らせるものと信じられていた。日本に於ける龍王信仰は、四神の1つに位置付けられている想像上の動物、青龍を基本とする唐風龍王よりの影響を示唆すると言った指摘もあり、平安時代の初期に、空海が京都の神泉苑に於いて請雨經法を修した時に出現したとされる善女龍王も、唐服を纏って龍に乗る姿であるとされるのである。⁽⁹⁾

又、仁王經は鎮護国家の代表的な經典として存在しており、法華經や金光明最勝王經と共に護国三部教の1つに位置付けられていて、勅会（ちよくえ）としての仁王会や仁王經法の典拠とされた。般若波羅蜜を受持して講説しなければ、水火・賊盜・疾疫・戦争等の災厄から免れることはできず、国家の安寧は保持されないと説くものである。朝廷にとっては、聊か強迫観念を伴う重たい經典でもあったのが仁王經であった。

そして、遂に同6月29日条では「旱魃及兩月（6月～7月）、雖有請雨經沙汰、醍醐（醍醐寺）座主乘覺法眼再三辭退、仍不及沙汰、丹生貴布禰奉幣兩度、神司御祈及數日、神泉有御讀經、如此之間、于今無驗、重可被行事等、今日多申了者、

軒廊御卜、何咎崇哉趣、於神泉五龍祭、又丹生貴布禰奉幣等也」とあって、益々深刻化する旱魃の状態に対する王権側の対処が記録される。王権としては矢継ぎ早な対応であり、正に総動員体制である。しかし、後述する如く、醍醐寺座主であった乗覚法眼は、請雨經の執行要請を再三辞退したとするが、当時、僧侶が客観的に判断しても、到底降水が期待されるような気象の状態では無かったことが窺える。彼の立場としては、降水が物理的にも期待できない以上、自身の持つ法力の限界が露呈することを恐れたものであろう。それは一種の「行けず」、保身行動であったものと見られる。ここで軒廊御卜（こんろうのみうら。内裏内の紫宸殿軒廊で行なわれていた神祇官に依る亀卜や、陰陽寮に依る式占）が執行された背景には、割書きにも記されている様に、この度の旱魃が天より与えられた譴責・叱責、又、神仏や怨霊、物の怪等に依る祟り、地上側にいる人々に依る何らかの行為に対する報（むく）いではないかと、該当する事象を疑ったのであろう。当該事例からは、当時、気象現象の様な自然現象に対しても、人事が絡む要因が何らかの悪影響を与えているとした認識が存在していたことを垣間見るのである。

その後には神泉苑で行なわれた五龍祭とは、降水を司る五龍神（烏龍・黒龍、蛇龍⇒汎濫の象徴、蝦蟆龍、馬龍、魚龍⇒大魚が龍に変身したもの）を祭祀する陰陽道に於ける雨乞の呪術であるが、五龍は元来、中国の道教に於いて祭祀されていた神であった。この度の五龍祭は陰陽頭であった賀茂在憲が自ら神泉苑に於いて執行したものであり、龍神に対する供養の儀、降水に向けた働き掛けが行なわれたのである。同時に、僧侶に依る水天供（水天法。密教に於いて水天を供養、祈願する法。主目的は降水祈願である。水天は水を司る龍神であり、十二天・八方天の1つ。西方守護の神でもある）九壇、北斗供（北斗七星法。天変怪異や疫病、夭折等の災難を退け、息災延命を目的として祈願する法。一字金輪北斗七星を供養する修法）七壇の法も合わせて執行され、これらの祈りは「天變怪異、旱魃相兼」ものとなり、道教や陰陽道をも動員した形での総合的な祈りとなっていたのである。

陰陽寮の守備範囲には確かに気象の観測も含まれていたが、それは主たる監視対象ではなく、天

文現象の一環としての位置付けであった。天文現象が起因した形で、その下部空間に於いて諸々の気象現象が発生しているとした考え方である。その空間の底（地上世界）とは、人が実際に生活をしている場であり、それ故、人々に依る良くない行為が気象現象に対して、直接的に（悪）影響を与えていると考えていたものと推察される。その為、陰陽寮には天文博士1名は設置されていたが、彼が天文道の名の下に気象現象をも包括した形で天文観測をしており、そこには気象博士の設置が無かったことは、「天文現象>気象現象」とする思考が存在していたことの証左となる。これらの事例からは、12世紀も中葉に差し掛かり、気象の異変が政治的な懸案として、益々その存在感を増していたものと推測されるのである。

翌嘉応2年の夏も一時的に旱魃の様相を呈したらしく、「兵範記」同年5月27日条（グレゴリオ暦・太陽暦の7月12日）では、「今夕被定祈雨御讀經僧名等日時、神泉孔雀經、長者法務僧正禎喜以下僧綱及僧廿口、室生龍穴仁王經、興福寺別當法務僧正尋範以下員數如例」として、祈雨の法会が神泉苑と室生龍穴神社とで執行されるとしている。ここでも祭儀が持たれる場所の方が既に先行して決定をされており、執行する日時が後で決められていたのである。翌28日は陰陽道に基づく凶日・悪日である凶会日（くえにち）であったものの、敢えて祈雨奉幣を丹生社（丹生川上神社上社。奈良県吉野郡川上村大字迫）と貴布禰社（貴船神社。京都府京都市左京区鞍馬貴船町）の二社へ行っていた。更に、この日は神泉苑でも読經が執行されたのである。これらの祭儀、法会執行の直接的な動機付けは、「今月朔以後炎旱涉旬（しょうじゅん。10日以上に渡ること）、田畝（でんぼ。田畑）枯渴、祈雨奉幣被及兩度、旁被祈請云々」というものであり、それは農業被害の発生、及び、土民（莊園や公領に散在した村落に居住する在地の人々、農民）よりの愁訴を受けての措置であったものと見られる。莊園領主でもあった都在住の権門勢家や寺社にとって、炎旱の状態とは、単に自身に対する生活上の困難、障害としてあっただけではなく、収益にも直結する深刻な事態であった。それ故、祈雨の法会や奉幣を矢継ぎ早に執行せざるを得なかったのである。

その甲斐あってか、翌29日条では「午後陰雨、

雨下、終夜甚雨、内外御祈靈驗尤甚、天下土民稱歡喜」と記し、早速出現した靈驗を大絶賛する記事を掲載したのであった。ところが、この時は一旦降り出した雨が止まらなくなり、翌30日も雨天、そして、月が変わって同6月1日には「霖雨及洪水、祇園清水寺等橋皆流損了云々」という有様となっており、祇園（祇園感神院。八坂神社）や清水寺方面に行く為に鴨川に架けられていた橋も全て流失したという。一時的な甚雨の降雨状態ではなく、例えば長時間に渡って降り続く霖雨であったとしても、洪水に至り、橋が流されるといった被害が発生していた背景には、橋脚を始めとした橋梁の構造自体の脆弱さや、護岸工事の未熟等の治水の事情もあったであろうが、そうした雨の極端な降り方にも大きな要因があったものと推測をされるのである。

その後、同2～4日の天候に関する記事が無いので判然とはしないものの、同6月5日になって「被立止雨幣」とした記載が認められることより、霖雨の状態は同1日以降も継続していたものと考えられる。同6日になって、漸く「天晴、奉幣驗也」となり、降雨は止んだのであった。当時の人々にとっても、祈雨と止雨との調和、調節が如何に困難であるのかを思い知らされる結果となっていたのである。「驗」（げん。証拠。仏道上の具体的効果）も、それを出現させる為の手法や程度の判断を誤れば、忽（たちま）ちの内に天空に於ける陰陽の調和は崩れ去り、自然災害は人災となって人々の上に降り懸かることを、身を以って認識をした瞬間でもあったと言っていることができるであろう。しかし、そのことは換言をするならば、気象現象は天文現象とは違い、人知・人事の及ぶ範囲内に在るという誤った対気象制御認識を人々、取り分け、為政者層に抱かせる契機ともなっていた可能性がある。

韓半島・朝鮮半島に於いても、取り分け、夏季に於ける水の確保は大きな命題として存在していたことが明らかとなっている。「三國史記 卷第二十五 百濟本紀第三（阿莘・腆支）」腆（直）支王5年（409）条には、「倭國遣使、送夜明珠。王優禮待之」と記される。腆（直）支王は、前王（阿莘王）の3年（394）2月に立元子（立太子）を行っていたが、その後、同6年5月に百濟国、倭国間の修好の為に質となって倭国へ渡海をして

いた。阿莘王14年には同王が薨去した為、倭国より倭人の兵100人の衛送を以って帰国し、即位していたのである。倭国より送呈された夜明珠も、腆（直）支王即位の礼品としての性格を有するものであり、両国修交の証しとして贈られたものであったと推測されることより、当時に於いては夜明珠に対して、宝物としての一定の普遍的価値、外交の手段となり得る性格を持っていると認識されていたものと考えられる。

これは同記阿莘王11年夏条にある「禾（いね）苗焦枯。王親祭横岳。乃雨。五月。遣使倭國求大珠」を受けたものであると考えられ、以前より倭国に於いて準備されていたものが、偶然的に王の代替わりに際して、それへの礼品としての性格をも付与されつつ、献上されたものであったのである。当該記事にも記される如く、阿莘王に依る、直前の祈雨の為の親祭との関連性が認められることより、倭国へ求めた大珠の使用法とは、祈雨等の祭りに使用する為の用途であったものと推測され、それには靈的能力や、呪術性が認められていたのであろう。それを倭国へ求めていたと言うことは、その鉱石自体の産出が、当時の韓半島よりは無かったことの証左でもある。こうした自然神・自然地形を介した降水祈願行為とは、東アジア世界に共通した水循環正常化に向けての方法論であった。そこに王権の関与があったことは、第一義的には民生の安定という実際上の目的があったが、それと共に、地上世界だけではなく水中世界にも王権の支配権が及び得ることを示すという大きな目的が内包されていたものと見られる。

9：暑熱を齎した気象条件とは

12世紀～13世紀にかけての時期に於ける、日本の夏が著しい暑熱の状態であった背景としては、様々で複合的な気象条件が存在していたものと見られる。まず、その年に入っても前冬に終息したラニーニャ現象の影響が残った場合、平年よりインド洋の熱帯域で海面水温が低くなる。この影響に依って、背の高いチベット高気圧が東方へ強く張り出す様になり、南西諸島～東日本地域にかけては暖かな空気に覆われ易くなるとされる。日本付近でのチベット高気圧の強まりは、偏西風（亜熱帯ジェット気流）の蛇行に伴って齎され

ることが多くなるのである。偏西風の蛇行活動は、アジア西部よりの波のエネルギーの伝播（準定常ロスビー波束伝播）に依って伝わる。平年の8月であれば、上層のチベット高気圧と、下層の太平洋高気圧とが重層的となり、背の高い高気圧として日本付近を覆うのである。チベット高気圧が強まると、偏西風は蛇行を始め、日本付近が気圧の尾根となって固定し、晴天で高気温、猛暑の日が安定的に継続するようになる。夏に入り、フィリピン付近に於ける積乱雲の活動（対流活動）が活発になると、本州付近の高気圧は強まり、気温が高くなるという相関関係（テレコネクション）が存在する。

更に、そうして空気が熱せられるに従って、地表面より水分が奪われることで、より熱され易くなっていくという状況が発生する。そして、高気圧に依って閉じ込められた熱の上昇が続く中、気象配置は蓋の様に機能する。それが「ヒートドーム現象」である。乾燥した熱気の塊が長期間にわたって一定の地域上に滞留する大気現象である。上記で見て来た、夏季平安京に於ける耐え難い暑熱の状況とは、その置かれていた内陸で半盆地地形的な状況と共に、この様な気候の推移が関係していた可能性が想定されるであろう。

又、令和5年（2023）7月下旬～8月上旬にかけて沖縄県に接近した台風6号〔KHANUN（カーヌン）〕の事例にも見られた如く、西日本に迄、張り出していた太平洋高気圧の影響に依り、台風が東進することができずに、沖縄県の南東方向より沖縄付近を発達しながら通過して、東シナ海、中国大陸方面へと北西方向に進行、後に九州西海上を北上した場合にも、日本列島はかなり長い期間に渡って全国的な猛暑となった。日最低気温が30℃を下回らず、日最高気温が39～40℃に迫る猛暑の状態が全国的に継続したのである。この時、日本の南海上の海面温度は全面的に30℃に達しており、硫黄島の南部海域では、30℃を越える海域も広範に出現していた。30℃に達する海域は、同8月10日時点で日本の日本海沿岸部、青森県・津軽海峡付近に迄、広く展開し、日本海の南半分を占める迄に拡大していたのである。⁽¹⁰⁾

こうした状況は、当時としても台風の発生回数や大きさ、速度に影響を与えていた可能性が考慮

され、同様に猛暑日が多く出現していた理由の1つとして類推される。台風（や熱帯低気圧）の動向（進路や速度の遅さ）と猛暑とは明らかな連関性の中にあることから、12～13世紀当時の夏季が猛暑の連続であった理由の直接的な原因の1つとして台風の西進や、非常にゆっくりとした速度が考慮されるのかもしれない。こうした状況は平安京だけではなく、日本海側の諸地域にも多大な影響を与えていたことが考慮されるのである。

つまり、台風や熱帯低気圧の接近に伴って長時間に渡るフェーン現象が発生し、熱中症に依る被害者が多発していたことも考えられ、渇水や山火事、水稲や果樹の品質低下や枯死、家畜の死亡等も発生していたことが想定される。フェーンとは、湿潤な空気が山地を越えて反対側に吹き下りた際に、風下側で吹く乾燥した熱風であり、それに依って風下付近の気温が上昇することがフェーン現象である。この為、日常生活には大きな障害が生じていたものと考えられ、その意味に於いて、夏季に於ける暑熱の状態とは、平安京や太平洋側の諸地域だけの現象ではなく、全国的な状況であったものと類推されるのである。本稿では、平安京に於ける暑熱の状況を主として取り上げて来たが、それはそうした記録が多く残されていたから判明しただけのことであって、記録の残存が相対的に少ない日本海側の諸地域が、夏季に於いても冷涼な気候であったとは言えないのである。

令和5年（2023年）夏季の高温、少ない降水量に依っても北陸地方、新潟県域では水稲の枯死や、豆類、果樹生産、家畜や錦鯉生産等に対しても多大な悪影響を与えた。更に関東圏では上流部に設置されたダム貯水率低下に依る農業用水、上水道への影響も懸念されたのである。同9月28日になっても各地で出現していた猛暑日（最高気温が35℃以上の日）や真夏日（同30℃以上の日）等、季節外れの暑さは人々の日常生活にも大きな影響を与えた。この様に平均気温の上昇は、人々の生活や安全に直結する重大な問題を現在でも尚多く含んでいるのである。況（ま）してや、水資源管理に関する技術が確立はしていなかった12～13世紀当時の日本に在って、夏季とは正に生死を分ける過酷な時期であったとも言うことができるであろう。

10：発雷と芸能

日本をも含む東アジア世界に於いては、雷（神鳴り）、雷公（雷様）に対する特別な思い（概して凶兆としての見立て。将来的に発生することに対する警鐘）を持っていたことが知られる。それは大発光と大音声、大震動とに依り構成されるが、自然災害の中に在ってもその全体像が可視化可能で希有な存在である。取り分け、電光放電が水中世界の支配者としての龍体そのものの発現、又、神仏の影向（えいごう、ようごう。神仏の可視的来臨）として認識をされていたとしても不思議ではない。

中世に於ける芸能形態の1つであった風流踊（ふりゅうおどり）では、円形に陣取った人々が太鼓や鼓・笛・鉦等の囃子に合せて歌いながら踊るが、そうした囃子の大きな音声に依って、疫神を生花等で飾られた傘・笠に集めてそれを一種の依代とし、一気に追い払うのである。そこでは、稲の成長促進と言った目的をも付加していた。同様にして、大音声を伴う発雷の自然現象に対しても、風流踊の如き目的を見い出していた可能性も見て来るのかもしれない。夏に多く行なわれる打ち上げ式の花火は、水神祭として享保18年（1733）に隅田川で行なわれたものが最初であるとされる。その動機付けは疫病流行、飢饉の発生に伴って出来ていた死者の供養であるとされ、そうした悪疫を祓うことを花火の打ち上げが意図していたとするならば、その点では花火とは人の手に依る発雷の再現であり、風流踊との共通項も見出されるのかもしれない。

11：人魂と球電

「山槐記」の永暦元年（1160）7月15日条には「今夜所々有人魂云々、是流星歟、後日聞、八幡山又如此云々」とした記述がある。人魂に関しては、古来、諸説がある。この光（自然界に於ける発光現象）が気象現象とは無縁なものであったとも言い切ることができない。無論、それが遠雷やその他の現象であった可能性に就いても否定することはできない。自然界に於ける発光現象としては、天文現象としての太陽・月・星の光や黄道光（黄道に沿って舌状に伸びる淡い乳白色の光

の帯）、対日照（たいじつしょう。ゲーゲンシャイン Gegenschein。良く晴れた夜に、黄道上の太陽とは正反対の方向にぼんやりと見える楕円形の微光）があり、地球大気中の現象としてはオーロラ、大気光、雷光、火山雷、発光器官を備えた生物体（昆虫、菌類）の発光、⁽¹¹⁾そして、球電 Ball lightning⁽¹²⁾ 等があるとされる。

球電は雷雨時に於いて、落雷場所付近で出現することの多い直径約10～25センチメートル程度の輝度の高い光球であるが、その実相は解明されてはいない。その色彩は青白かったり、橙（だいだい）色であったりするが、毎秒約2～3メートル程度の速度で不規則に動くとされる。球電の継続時間は数秒～数分間であり、消滅時には爆発音を発することもある。それが動物や事物と接触すると火傷をさせたり、焼痕を残したりすることもあるが、この成因、構造に関しては判然とはしないものの、プラズマ説等が提唱されている。球電現象では、日蓮に依る龍の口（神奈川県藤沢市片瀬）の法難時に於ける出現が知られているが、その意味に於いては、この発光現象も「暴風」と同様に、文化論的には高位の宗教者に関わる苦難や逆境的な立場を説明し、自らの教理や布教に対する支持を集めようとして創作されていた現象であった可能性も、排除することはできないのである。気象現象という観点では、尚一層の検証が必要とされるであろう。

12：大風と法難

「明月記」等に見える風に関わる表現法としては、微風と考えられる順に、風吹、風雨、大風雨、暴風、大風等といったものが見られる。これらの内、「暴風」に関しては、「兵範記」仁安3年（1168）12月25日条（グレゴリオ暦・太陽暦の1169年1月24日）（「暴風類」）、同記同4年2月5日条（グレゴリオ暦・太陽暦の1169年3月5日）（「忽有暴風」）に見られる様に、伊勢神宮や比叡山延暦寺の横川中堂に於ける大規模火災発生に際しての火災旋風 Fire tornadoを指し示したものと考えられる風害事象もあった。それに加えて宗教者に対する法難自体を表現する事例があったことが知られる。

以上の他にも、「廻風・回風（かいふう）」と称

された風があった。これはつむじ風や旋風であったものと考えられ、直径50メートル以下の垂直の渦巻き状の風であって、その寿命も数分程度と短い。⁽¹³⁾「山槐記」治承4年(1180)2月18日条には、「今朝有廻風、自乾(いぬい。北西)行巽(たつみ。南東)、其勢甚極、先々有此風必有火事、大極殿火事之時兼有此風」と記されていて、この風の風力が強力で、しかも移動性があり、火事を引き起こす原因の1つとして恐れられていたことが窺えるのである。

「暴風」の気象現象に関しては、法難の一環として解釈されることもあった。即ち、実際には発生していなかった風害事象を、殊更に強調して、高位の宗教者に依る教理や布教の正当性を説明する際に使用されることもあったことが想定されるのである。上記比叡山延暦寺の横川中堂に於ける火災発生に際して、「兵範記」仁安4年2月5日条では、「(承和)十四年(847)歸朝之間、萬里浪上暴風吹來、大師(慈覚)被奉觀世(觀世音菩薩像。大慈悲を以って苦惱より救済する菩薩)之處、先依觀音之威神、忽多門天(四天王の1つの多聞天で北方を守護する)之形體顯現(けんげん。明確にその姿を現わすこと)、渡海遁難、歸朝安穩」と記し、横川中堂を草創した第3世天台座主慈覚大師円仁の入唐からの歸国時に於けるエピソードとして語られている。東シナ海上における暴風は事実であった可能性もあるが、そうした困難は鑑真や空海の日本渡来時に於ける苦難の逸話とも合致する。

文化論的な観点よりは、暴風の気象現象とは、こうした宗教者にとって、自らの苦惱や、逆境の立場を喧伝する上では、人々からの共感や理解を得られ易く、又、説得力がある「気象的な暴力」であると考えられていた可能性があったのである。

13：防鴨河使(ぼうかし)

「明月記」等の日記史料に於ける雨に関わる表現法では、軽微と思われる順に、細雨、微雨、少雨、小雨、急雨、降雨、霖雨、陰雨、時雨、雨灑、風雨、雷雨、大雨、黒雨、甚雨、大風雨、暴雨、猛烈雨、等といった記載法が見られる。これらとは別に「甘雨(かんう)下」〔兵範記〕仁安2年(1167)7月20日条〕という記述も見られる。

これは必ずしも雨の降り方や降水量を示した表現法ではないが、この表現法が日々の日記、記録上でも極めて少なかった背景には、「甘雨」、即ち、タイムリーで草木を潤し育てる雨、滋雨(じう)、膏雨(こうう)という程良い降水状態が、この当時に如何に少なかったのか、という状況があったものと類推されるのである。

この時期、意外にも霖雨=長雨に関する記述は少ない。そのことは、一方では夏季に於ける降水量の少なさにも繋がっていた可能性が想定される。ただ、「霖雨御占沙汰」〔正治2年(1200)9月8日条〕が行なわれることもあり、霖雨に依って齎される将来の出来事を知ろうとしていたことよりは、少雨・高温傾向であった12世紀当時に於いて、これも特異な災害であるという認識であったことが窺われるのである。ただ、「兵範記」嘉応元年(1169)9月20日条(グレゴリオ暦・太陽暦の10月12日)には、「霖雨鴻水(洪水)、天下及煩、院中上下昨今普通云々、藏人少輔申行止雨、(中略)攝政殿(松殿基房)一昨日入御宇治殿、未還御、依大水歟」とあり、同17日の夜から始まった甚雨も相俟(ま)って、例え霖雨であっても、その状態が長時間継続すれば洪水となることもあったのである。ここでは霖雨も又、止雨祈願の対象となっていたことを知るのである。

令外官としての「防鴨河使(ぼうかし)」の設置とは、都に沿って流れる鴨川の変異に対応した王権に依る具体的な防災政策であったのであろう。防鴨河使は天長元年(824)以前には既に設置されていたとされるが、それは平安京の東側を流れる鴨川に対する水防策の目的で置かれた官職であった。三等官制の職員構成を採用しており、長官の使(し)は定員1名で、檢非違使佐・尉、弁官が多く補任されていた。判官は定員が1~2名で、殆どが檢非違使尉・志(さかん)であった。主典は定員2~3名で、檢非違使志・府生(ふしょう。下級職員)、弁官局の史生が任命されている。防鴨河使には京内外の巡檢と言った治安維持に当たっていた檢非違使庁が深く関与していたことが特筆される。実質的には檢非違使庁の支配下にあったらしい。この事例よりも、治安や防災と言った総合的な平安京の守護人が檢非違使であったと言えよう。

防鴨河使の職掌は防河工事の臨檢、決壊個所の

巡検や修復後の覆勘（ふっかん）といった鴨川の堤防の管理、新堤防築造にあったのである。即ち、その任務とは都内部への河川水の進入を防止することであった。ただ、防鴨河使は貞観3年（861）には、防葛野河使（ぼうかどのかわし）と共に廃止されて、その業務は山城国の国司の手に移ったものの、その後に復活したらしい。「明月記」に於いても、嘉禎元年（1235）閏6月14日条には「防鴨河使經氏」の記載が見られるが、その動向はこうした都を巡る河川の動向や、降水量の多少に従ったものであったものと推測をされる。

白河法皇に依る「天下三不如意」の逸話、即ち、法皇がこの世の中で意の儘にならないものは、鴨河の水・双六（すごろく）の賽（さい。サイコロ）・山法師（比叡山延暦寺に関わる僧衆や僧兵）の3つだけであるとしたエピソードからは、如何に鴨川の治水事業が重要事項であったにも関わらず、困難を極めていたのかを知ることができるのである。豊臣秀吉が天正18年（1590）から翌年にかけて行なった「御土居（「京廻ノ堤」、「新堤」）」の築造事業は、それが鴨川左岸に沿った部分では堤防の役割をも兼ねていたとされる。その意味に於いては、鴨川の越水から、所謂、洛中を守ることができるようになる迄には、更に450年以上もの歳月を要したのであった。

8～10月の期間に於いて一番発生頻度の高い事象は、「防災行動」（大雨・洪水時の止雨、早魃・渇水時の祈雨に関する寺社への納経・奉幣等とする）であったと指摘される。これは、実際の「水災害（大雨・少雨）」発生の多さを物語っていたものと推測されるが、更に、その発生が両極端に出現していた結果をも示唆しているものと考えられる。それ故の神仏、龍王等への祈願であった。「息災安穩御願」の一環としての祈雨行為も、実際の防災政策の一翼を担う重要な方策として存在していたのである。

当時としても適度の雨が降り、「自夜雨降、可謂甘雨（かんう。慈雨。豊穰を齎す雨）、祈（年脱カ）穀奉幣雨頻降、似感應（神仏よりの加護）」〔建暦2年（1212）7月25日条〕、「爲祈雨廿二社奉幣、（中略）未剋（14:00前後）雨脚降、急示神驗（しんけん。神が表わす靈驗）歟、又孔雀經（仏母大金耀孔雀明王經）法感應（信心が神仏へ通じること）歟」〔兵範記〕保元2年（11

57）7月18日条〕とした状態になった喜び（「隨喜」、「感流彌甚」）とは、決して言葉では言い表わすことのできない感覚であったものと考えられる。

「上卿無事故并風雨難、可令遂行給由、可被行御祈事」〔兵範記〕保元2年（1157）正月28日条〕とする、南都に在った春日神社への定例の祈禱（勅祭春日祭に際しての上卿発向）は、先例に任せて職務を執行することを何よりも重要視していた王朝、公家社会の人々にとっては、それ自体が定例化した形式的なことではあったものの、その一方では、「風雨難」を避けて、儀典等を「晴儀」として正式な形で前例通りに執行したいとする、心からの切実な願いであったことも、又、事実ではあろう。

こうした王権に依る祈りは、後には大山阿夫利神社（神奈川県伊勢原市大山355）に見られる「あめ（雨）ふり山」信仰の如く、都以外の地にも拡散し、降水や霧が多く生じるというその自然地形を捉え、雨乞いや、五穀豊穰に対する民衆の祈りとなって行ったものと考えられる。大山講では、消防や築地関係者と言った水や水産に関わる人々からの厚い信仰を集めながら現在に至っているという事実がそのことを物語っているのである。

14：奉幣の特質

神道式の祈雨奉幣の場合には、奉幣の前日の日や当日で全ての手続き、動作が終了することが多く、それが数日に渡って行なわれることの方が寧ろ少ない。又、奉幣行為と、結果として発現していた降雨との時間が比較的短いことも特質として指摘をすることができる。神道式の奉幣の場合には、仏教式の法会と比較しても、スピーディーであり即効性が期待できたのであった。「兵範記」に見られる仁安3年（1168）6月13日の事例では、「去月（5月）晦以後炎旱、田舎已愁申」という動機付けの下に、同日に水神を祀る貴布彌社（貴船神社）と、祈雨・止雨の靈験を持った丹生川上社（丹生川上神社上社。奈良県吉野郡川上村大字迫869-1）の両社に祈雨奉幣使（丹生使と貴布彌使）が発遣されるが、それに関わる手続きは前日の12日より開始されていたものと考えられ、日時勘文、神祇官使差文や宣命（せんみょう。和文体で記された詔勅）、左弁官下文2通（大

和国、山城国充ての官宣旨)は奉幣当日の13日付けで作成をされていたらしい(同記同13日条に依る)。

13日当日は、上卿であった権中納言藤原資長の仗座(陣の座)参著(着)以降、日時勘文、神祇官使差文(奏覽せず)、宣命の内覽(奏上前に文書を内見すること)と奏聞とが繰り返され、宣旨に加判があって、先例に依り引き献じる黒毛馬を用意するという段取りであった。五行説に於いて、五畜の馬は五行では金に当たったものの、金は秋の象徴であり、実りの秋や冷涼感を想起させるものでもあった。それが黒毛の馬であった理由は、五色の黒が五行の水や八卦の水に対応していたからであろう。こうした諸手続きの後、午二點(11:30)に奉幣が執行されることは、漏剋(刻)博士安倍経明に依る擇申(選定の報告)で決定されるのであった。

その高倉天皇の宣命には「播殖之時與利雨澤順旬_且、農業可如意支由乎、依例_且令祈申給布古止先畢支、而去月晦乃比與里、炎旱之氣殊熾(さかん、おこる)爾之_且、田園殆爾及焦損奴倍志止聞食、驚古止無極之、年若不登奈良波、民其如何加世矣」と記されており、作物の生育にとっての最重要な時期に於ける炎旱の害は、日に日に深刻さを増していたことが推測されるのである。ただ、そうした状況は5月末より始まっているとしていたことから、当時に於ける農業水利に関わる技術水準の低さも想定される。2週間程度の早で以って、急速に農業用水不足が進行していたことになる。それは農業用水の多くを自然の形で河川水に頼っていた結果ではあるが、そこでは、取り分け、農業用貯水池としての溜池の数の少なさがその根底にはあった可能性が大きい。

翌14日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月20日)では、奉幣の効果が早速現われており、「自夜降雨」という展開となっていた。それは単なる偶然の事実であった可能性が高いが、同日条では続けて、「日來炎旱、仍此(昨カ)日被發遣祈雨奉幣、上卿藤中納言資長、右少辨重方奉行、又藏人泰信奉仰掃神泉池底、靈蛇揭焉(けちえん。目立つ様子、高く聳える様子)、皇紀(威力)不失之至也、甘雨終日、已及千里之潤云々」として、降雨と奉幣との関連性を示す記述を行なう。それと共に、藏人に命じて神泉池の底を浚(さら)わ

せ、靈蛇が出現したとする。池の底を浚えば、当然そこで生息をしていた蛇は浮上して来るであろうが、そのことをも皇威の賜物であると認識するのであった。この蛇は神の影向(ようごう。神仏が仮の姿で出現すること)であると見做されていたものと考えられる。そこが仏教式の法会との最大の(認識の)違いであった。奉幣方式では、神々よりの降雨に向けての助力を得ることがその本質であり、その依頼者も又、神々の子孫としての天皇(「皇威」を継承した者)であるという特徴があったのである。修行に依って法力を身に付けた僧侶が、祈雨法を通じて仏や龍王に直接的な降水の働き掛けを行ない、靈驗(実際の降雨)を得て、「有驗」認定である「感雨」が勅使に依り、法会の執行者へ直接伝達される場合とは違い、奉幣方式では天皇や奉幣使、神祇官、陰陽寮、奉幣を受け入れる神社側神官の靈的能力や、降水に至る結果が評価され、重要視されることは、基本的には無かったのである。それは、奉幣方式では法会方式に於ける僧侶に該当する人物が立てられなかったことにも依る。

この度の奉幣はかなりの威力があったらしく、同14日条の書き止めでは、「今日甚雨終日不止、奉幣靈驗可謂代始_口神泉勅使藏人泰信歸參賜勅祿、於殿上口拜舞〔はいぶ。謝意を表現する左右左(さゆうさ)の礼法〕云々」とあり、大雨が終日止むことは無かった。実際の気象現象は(熱帯・温帯)低気圧や前線の接近、通過、停滞であったものと推測されるが、靈驗に余程感激したものであろうか、即位したばかりの高倉天皇(同年2月19日に即位)は神泉苑に派遣していた藏人の泰信(「藏人補任」には記載が無い)が歸参した後に勅祿(勅命に依る俸祿)を賜与したのであった。「皇威」の語からは、高倉天皇の父である後白河院と、台頭して来た平清盛との力の均衡と軋轢に苦悩した天皇の立場が垣間見えたりもするが、この度の降水が正当で、決して輝きを失ってはいない王権の威力の下に為された事象であるという自負も又、そこにはあったのかもしれない。それと共に、気象現象の制御(に関わる神への祈願権の行使)が、未だ王権に依る管掌事項であったとした認識を持っていたことは、それが穀霊慰撫の意味合いが核心に存在する、天皇代替わり一回限りの大嘗祭同様に、「天下大事」とであると位置付け

ていた可能性も考慮される。そうした神慮・神態の発現は、「兵範記」仁安3年10月3日条にも「被發遣廿二社奉幣、天變地妖諸社怪異其愼不輕之御祈也」とある如く、多くの場合では神を祀る神社に於いて異常な事象として為されていたのである。

15：雨儀と晴儀

「雨儀（うぎ）」とは、雨天の日に朝廷の儀式や宮廷の神事を略式な形で行なうことを言い、「晴儀（せいぎ。盛儀）」は晴天の日にそれを正式な形で執行することを指し示す言い方である。当時としても晴儀の方が好まれていたことは想像に難くはない。雨が降ること自体は現在の我々であっても、人に依っては鬱陶（うっとう）しさ、煩わしさ、嫌悪感を感じるかも知れない。12世紀当時には、単に雨皮〔あまかわ。雨天の際に輦（れん）や牛車、輿（こし）等を覆う練り絹や厚紙製の雨覆い〕等の雨具を装着しなければならない以上の煩わしさと共に、更なる障害〔（風）雨之難〕として受け止められていたことも想定されるのである。

実際、「兵範記」嘉応元年（1169）8月28日条（グレゴリオ暦・太陽暦の9月20日）では、「自朝雨下、及晩殊甚、明日行幸□（不力）晴者難被行、仍有旁御祈、別被仰御持僧（ごじそう。護持僧。東寺、延暦寺、園城寺の僧侶で、天皇を護持、玉体安穩を祈る役割を持った僧）等、□（令か）止雨奉幣、二社如例、召神祇官人、令參籠本官」と記されており、この日、終日続いた降雨が、翌日に行なわれる予定であった賀茂神社への行幸に対する懸念を増大させつつあった状況が描写される。明日、天气が晴れでなければ、行幸の実施が困難であるとしている点からは、降雨の状態が物理的に見て、行幸が実施可能、不可能、又、安全性の確保等という観点からではなく、水に濡れることに対する或る種の穢れ観の表出、それに加えて、威儀を保持することの困難さ、とした視点より論じられていることが特徴的である。それ故、止雨に向けて個人レベルでの祈願や、護持僧を動員した祈願、二社への止雨奉幣、そして、神祇官人を招集して本官へ参籠させる等、国家的動員とも言うことができる程の態勢で、降雨と言う気象現象に対する働き掛けを行なったのである。

翌日条では「自夜雨止、卯剋（6：00前後）天晴」とあり、この時は偶然的に、結果としてこれら止雨祈願の効力は発揮され、靈験のお蔭を以って高倉天皇に依る賀茂行幸、「神寶御覽」は実施されたのであった。それをこうした国家的な取り組みを以ってした気象制御の成功事例であるとして、当時の人々が認識をしていたのか、否かに関しては、この日記に後続の記述が見られないことから判然とはしないものの、特に記述を行なわなかったという客観的な事実から判断をするならば、そこへ記述する程の必要性も無い、ごく当然な成り行きとして受け止めていた可能性が考慮されるのである。それこそが、この当時に於ける対天文観と対気象観との決定的な違いであった可能性は高いと言わざるを得ない。より地上に近い空間で発生している気象現象に対しては、時として人事が及ぶ場合もあるとした認識の存在である。

16：降雹は凶なる出来事か

雹（ひょう）が天より降下して来る自然現象とは、古代の日本をも含めた東アジア文化圏に於いては、悉く凶兆であるものと見做されていたといえることができる。しかしながら、この時期の日本では、降雹に関する記事は著しく少ない。これは日記史料等に於いて、事実を反映した結果であった可能性が高いものと考えるが、それ以外にも、降雹現象は凶事を予兆する意味合いが非常に強かった為に、敢えて記事とはしなかったことも考慮される。実際には、もう少し降雹現象は多かったのかもしれないのである。

ところで、「明月記」嘉禎元年（1235）5月4日条（グレゴリオ暦・太陽暦の5月22日）には、「朝天晴、巳時（10：00前後）雹降、即晴、申（16：00前後）後雷鳴、依所惱不審、賢寂早旦令出京（しゅっきょう。都へ出ること）、返事云、去夜無殊事、明後日御方違行幸欲供奉、此草房符合（対応していること）閑寂（かんじやく。閑静）之病者（賢寂自身のこと）在山家（さんげ。山中に在る家、又、比叡山延暦寺を指すこともある）之由披露、雖大切（危険や災難等が差し迫っている状態。貴重であること）地形、南有小河、如敗（破）塙（う。小さい土手）鳴動、流水自西垣入、潺湲（せんかん。水が清らかにさら

さらと流れる様子。涙が頻りに流れ出る様子) 自北方出、偏如船筏(ふないかだ。多数の小船を繋いで並べ、その上に板を渡して筏の様にしたもの。船橋)之浮水、春秋之土薄水淺、其惡易(ト)觀、年來(年頃。数年来)所見夏居水地多有癩(痛む)病之難、又有水腫(すいしゅ。リンパ流の閉塞、毛細血管圧の上昇等に依って組織液・リンパ液が細胞内、細胞間隙、体腔内に貯留する状態。浮腫)之怖、又水雨雷霆、板屋擲(なげうつ)石、仍有出京之志由申送了」と記され、数々の不審な出来事に悩んだ賢寂が、出京の志を固くするという内容の記事が記されている。その出来事とは、山中に在った彼の草房を巡る周辺環境の劣悪さにあった様だ。

抑々この日も、晴→降雹→雷鳴という具合に、目まぐるしく移り変わる天候であった。恐らくは気温の上昇に伴ない、積乱雲(Cb)の急発達があったものと推測される。降雹は発達した積乱雲内の強い対流に依り上昇や下降が繰り返され、過冷却状態の雲粒同士が衝突して凍結する着氷現象で成長し、雷雨と共に降ってくることが多い。この話では、降雹という自然現象が賢寂の出京という負の出来事(山中に於ける修行の断念)を示唆する役割を果たしていたものかも知れない。それは、降雹という気象現象が東アジア世界では凶兆として認識をされて来たからでもある。賢寂は自身のことを「閑寂之病者」と表現し、それ故、山家暮らしをして来たことを明らかにする。その草房は東山の山中に在ったらしいが、1つにはそれが建っていた場所の地形上の問題があった。即ち、山家の南側には小河が流れており、土手を破るが如きの鳴動がした。流水は西側に在った垣から中へ入り、北側から流れ出て行ったのである。この草房は川に囲まれ水に浮かぶ船筏の様であったという。この山家の建つ地相は凶相である。風水では、川は悪い運気を齎すとされ、五行説では五方の南は五行の火に対応することから、南側に小河が存在することとは相容れないのである。「春秋之土薄水淺」状態とは、そこが使い物にならない土地であることを示していた。地盤が軟弱であり、地下水位も高いので、気が容易に洩れ出して行くことになり、地震や震動現象(土砂崩れ、土石流等の「水災害」をも含む)が屢々(しばしば)発生していた可能性すらある。

彼が困っていたのはそれだけではなく、風土病とも考えられる疾病が発生していたことである。それは、この場所が「水」に関わる場所であったが為の「水腫」であった。皮下組織で発生した症状が、所謂、むくみ(浮腫)である。水腫は身体の細胞や細胞間組織内、体腔内に異常に大量の組織液・リンパ液が貯留した状態である。その原因となる疾患には、栄養失調、心臓病、腎臓病、肝臓病等が考えられているが、水の代謝異常に起因する病気である水病(水気病)の中でも、最も重要な症例が水腫であるとされる。「金匱(きんぎ)要略」(張仲景。3世紀。主に慢性疾患の治療法を記述した漢方書)―「水氣病脉證開治 第十四」⁽¹⁴⁾に於いては、水腫にも風水・皮水・正水・石水・黄汗等があると説明し、「諸病源候論」(610年に隋の巢元方が煬帝の命に依り編纂した医学書)―「卷之二十一 水腫病諸候 凡二十二論」⁽¹⁵⁾では、水の病は皆、府藏(腑臓)に生じるとし、風水、石水、皮水、毛水、疝水等の症候を列挙した上で、二十四水、十八水、十二水、五水等の名数も指摘をする。それ程に珍しくも無い疾患であったことになろう。

賢寂の見立てに依るならば、この山自体を彼の身体に見做しており、彼の草房を巡る水環境・水循環の劣悪さが自身の身体へも悪影響を及ぼし、水腫を発症したというものなのであろう。「水雨雷霆、板屋(賢寂の山家)擲石」とは、聊か大袈裟な表現法ではあるものの、一寸(ちょっと)した降水や発雷、降雹であっても周囲の山上から小石等の落石があるとし、そうした「水災害」に依る実際上の被災を回避する上での出京であったのかもしれない。板屋とは板屋根を持った家のことを指し、決して粗末な家屋の意味ではないが、そうした災厄を避ける上ではそれでも十分では無かったのであろう。平安京では、所謂、平坦地である洛中も、こうした中山間地でも、絶えず水に悩まされて来た来歴が見えて来るのである。

17：ニホンオオカミの恐怖と人身傷害

ところで、気候の異変は野生動物の生態にも影響を与えていた可能性がある。「明月記」天福元年(1233)8月2日条(グレゴリオ暦・太陽暦の9月7日)では、「夜前自南京方來使者小童云、

當時（現在、その時）南都云猫脩（またがる）獸 出来、一夜噉七八人、死者多、或又打殺件獸、目如猫、其體如犬長云々」と記し、謎の動物に依る人身傷害・食害事故の様子が記録されている。「目如猫、其體如犬長」とあることより、ツキノワグマではない。当時としても、熊であれば、人々はそれを熊であると認知していた筈である。この動物は現在では既に絶滅したとされるニホンオオカミであろうか。それは当時としても個体数が減少し、中々人々の目に留まることが少なく、非常に珍しかった可能性もある。それ故、ニホンオオカミを見たことの無かった定家の文は不正確な記述となっていたのであろう。

ニホンオオカミは哺乳綱食肉目イヌ科の犬に似た動物であり、北海道を除く本州、四国、九州に於いて、19世紀頃迄は広範に生息していたとされている。その頭胴長は約81.2～111.5センチメートル、尾の長さは約30.3～41センチメートルにも達したという。彼らは鹿や馬を襲っては捕食をしていたとされる。ニホンオオカミは明治38年（1905）1月に、奈良県鷲家口（わかぐち）村（奈良県吉野郡東吉野村大字小川）で捕獲された若い雄の個体を最後として認知されることが無くなったことから、これを最後として日本では絶滅したとされている。⁽¹⁶⁾ この後、現在に至る迄の間には捕獲事例が無いことより、明治末年頃迄には絶滅したらしい。その理由は銃器を使用した狩猟の普及であった。人に依る大きな生物圧である。ニホンオオカミはオオカミ類の中に在っては最も小型のグループに入るが、それ故、かつては彼らが山間地や里山領域を中心として、～10頭程度の群れを形成しながら人を襲っていたとしても不思議ではない。

江戸時代後半期の文人であった鈴木牧之に依る「北越雪譜」に於いても、「雪中の狼」の項を立て、「我国の獸冬にいた（至）れば山を踰（こえ）て雪浅（あさき）国へさ（去）る、これ雪ふか（深）くして食にとぼ（乏）しきゆゑなり。春にいたればもとの棲（すみか）へかへ（帰）る。されども雪いま（未）だき（消）えざるゆゑ（故）食にた（足）らず、をりふし（折節）ハ夜中人家にちかよ（近寄）り犬などと（捕）り、又人にか（懸）かる事もあり、これ山村の事なり。里にハ人多きゆゑおそ（恐）れてき（来）たらざるにや。雪中に穴居（け

つきよ）するハ熊のミなり。（中略）ここに我郡（魚沼郡）中の山村に（中略）まづ（貧）しき農夫ありけり、（中略）実（げ）にもとて鉄砲をも（持）ちゆ（行）きけり。これハ農業のかたは（傍）ら獵をもなすゆゑに国許（こくきよ。領主よりの許可）の筒（鉄砲）なり。かくて、はか（凶）らず時をうつ（移）し日も暮かかる帰りミち（道）、やが（躰）て吾が村へ入らんとする雪の山蔭に狼（おほかみ）物を喰らふを見つけ、矢頃（やごろ）になら（狙）ひより火蓋をきりしに、あやまたずう（打）ちお（落）としぬ。ちかよ（近寄）りミ（見）ればく（喰）らひあたるハ人の足なり。農夫大におどろ（驚）き、さてハ村ちか（近）くき（来）つるならんと我家をきづか（気遣）ひ、狼ハそのままにしてはせかへりしに、家のまへ（前）の雪の白きに血のくれなゐ（紅）をそ（染）めけり。ミ（見）るよりますます（益々）おどろ（驚）き、は（馳）せい（入）りければ狼二疋逃さ（去）りけり。あた（辺）りをミ（見）れば母（60歳）ハみろり（囲炉裏）のまへ（前）にここかしこく（喰）ひち（散）らされ、片足ハく（喰）ひと（取）られてし（死）しゐたり。妻（30歳）ハ窓のもとに喰伏られあけにそミ、そのかたハ（傍）らにハちぢミ（縮）の糸などふ（踏）ミち（散）らしたるさま（様）なり。七ツの男の子ハ庭にありてかばね（屍）半ハ喰れたり。妻ハすこ（少）しいき（息）ありて夫をミ（見）るよりお（起）きあ（上）がらんとしてちから（力）およ（及）はず。「狼が」とい（言）ひしばかりにてたふ（倒）れし（死）しけり。（中略）娘にやうす（様子）をたづ（尋）ねければ、窓をやぶ（破）りて狼三疋は（馳）せい（入）りしが、わし（自分）ハ竈（かまど）に火をた（焚）きてゐたりしゆゑ、すぐに床の下へに（逃）げい（入）り、ばばさま（婆様）とははさま（母様）とおと（弟）がな（泣）くこゑ（声）をき（聞）きて念仏申てゐたりとい（言）ふ。（中略）悍悪（かんあく。凶悪）の事に狼の字をいふもの○残忍なるを豺狼（さいらう）の心といひ○声のおそ（恐）ろしきを狼声（らうせい）といひ○毒の甚しきを狼毒（らうどく）といひ○事の猥（ミだりなる）を狼々（らうらう）○反相（はんさう、ムホン）ある人を狼顧（らうこ）○義無（なき）を中山狼○恣（ほしいまま）に食（くふ）を狼飡（らうざん）○病（やまひ）烈（はげしき）を狼

疾(らうしつ)といひ○狼藉(ろうぜき)○狼戾(らうれい。狼の様に欲深く、道理に背くこと)○狼狽(らうばい)など皆彼に譬(たとへ)て是をい(言)ふなり。文海披沙。されバ獸中最可惡(にくむ)ハ狼なり。余窃(ひそか)に以爲(おもへらく)、狼ハ狼にして狼なれども、人にして狼なるハよく狼をかく(隠)すゆゑ狼なるをミ(見)せず。これが為に狼毒をう(受)くる人あり。人の狼なるは狼の狼なるよりも可惧可惡(おそるべくにくむべし)。篤実(とくじつ。親切で誠実なこと)を外(げ)めん。表面上の顔つき)とし、奸慾[かんよく。邪(よこしま)な欲求]を内心とするを狼者(おほかみもの)といひ、姫(よめ)を悍戾(いびる)を狼老婆(ばば)といふ。巧(たくミ)に狼心(らうしん)をかく(隠)すとも識者の心眼(しんがん。物事の真の姿を見分ける心の働き)ハ明鏡(めいきやう。曇りの無い鏡)なり。おほかみ(狼)おほかみ(狼)惧(おそれ)ざらんや、恥(はづ)ざらんや」と記述し、ニホンオオカミに依るものと見られる、人に対する食害を示唆するのである。ここでは3疋の群れの狼に依る人家への襲撃であったが、彼らは無理やりに窓を破って家屋内部に侵入したらしい。そこでは逃げ惑う家族の姿が描写されている。

これは、大雪に依る餌不足で人を襲撃したニホンオオカミが複数の個体で以って行動していたことを窺うことのできる記述である。「食にた(足)らず、をりふし(折節)ハ夜中人家にちかよ(近寄)り犬などと(捕)り、又人にか(懸)かる事もあり」としていることから、こうした中山間地に於ける人身被害が、残雪の未だ残る早春の時期に在っては、江戸時代末期でも決して珍しい出来事では無かったことを窺うことができる。その一方で、「里にハ人多きゆゑおそ(恐)れてき(来)たらざるにや」と推測していることから、狼に依る人身傷害が里山領域では少なかったことも考慮されるのである。

ここでは、狼という動物に対する良くないイメージが、数々の日本語運用法の中に反映されている事例を紹介しながら狼に対する嫌悪感(警戒観の醸成と言っても良いのかもしれない)を鼓舞している様にも見て取れる。狼のあり様を人へも反映させているのである。こうした悪感情は狼が群れで人を襲撃する、その攻撃性の強さにも依るであ

ろうが、そこには人と狼との確執があったことも想定される。元々は彼らの生息領域であった里山地帯や、その後背地として中山間地への人の進出である。更に、小氷期の末期に当たっていた江戸時代晩期では、総じて平均気温は低かったとされており、「北越雪譜」の成立した天保期は江戸時代最後の小氷期であり、夏季に於いても冷夏となることが屢々(しばしば)発生し、気候変動に伴なう山間地での餌不足も考慮される。これもニホンオオカミが人里に迄進出した背景の1つの理由として検証を行なう必要がある。そこでは人と、攻撃性が強く、人を集団で捕食するニホンオオカミとの共生関係の維持が困難であったことが推察されるのである。

「明月記」に見られた人的な被害も、暑熱の状態がその生息地域の植生や生態系に影響を与え、餌不足からこの動物が人の活動範囲であった中山間地や里山領域へ進出して、人が食害の対象となっていた可能性が考慮されるのである。「明月記」の同日条では、続けて「二條院(二条天皇。後白河天皇の第一子。在位1158~1165年)御時、京中此鬼來由、雜人(ぞうにん、庶民、使用人)又稱猫膾病、諸人病惱之由、少年之時人語之、若及京中者、極可怖事歟」と記述しており、ニホンオオカミと思しきこの動物が二条院の頃に平安京内部へもその姿を現わし、恐らくは人を襲撃したものであろうか、これを「鬼」であると記しているのである。人へ害を及ぼすものは、野生動物であれ、人であれ、病気や悪霊に至る迄、得体の知れないモノは全て「鬼」であると認識をされていたのである。「鬼」の認識領域の広さが窺われるであろう。⁽¹⁷⁾二条天皇は永元元年(1165)6月25日に皇子順仁(のぶひと)親王へ譲位し、同7月28日に薨去していることから、この動物が平安京に出現したのは1165年の6月25日(グレゴリオ暦・太陽暦の8月3日)~7月28日の間(同9月5日)ということになる。暑熱期に当たり、生息地に於ける餌不足から、都市部で人を狙ったものであろうか。

そして、ここでは「猫膾病」という病名が登場する。それに「諸人病惱」という状況が記され、「極可怖事」と結んでいることから、この動物が宿主となっていた何らかの感染症(の流行)が想定されるのである。これは狂犬病であろうか。狂犬病



写真：ニホンオオカミの剥製

〔独立行政法人 国立科学博物館所蔵、撮影。同館よりの利用許可、画像提供を得て掲載したものである。写真資料等利用許可書番号「No. 科博筑第18—33号」に依る。東京工業大学生命理工学院生命工学系、国立科学博物館、国立歴史民俗博物館を始めとした研究グループは、かつて日本列島に生息していたオオカミの化石（栃木県佐野市で発見された試料）を用いて、ゲノムDNAの解析、並びに、放射性炭素に依る年代測定、炭素・窒素の安定同位体比の測定を実施した。

今から約3万5000年前（後期更新世）と判定されたオオカミと、約5000年前（完新世）のニホンオオカミとの試料比較では、ニホンオオカミの祖先が更新世の古い系統のオオカミと、最終氷期の後期に日本列島へ入って来た新しい系統の種との交雑によって成立したことが判明している〕

は狂犬病ウイルスに依る感染症であるが、人から人へ感染することは無いとされている。感受性動物は人を含む全ての哺乳類であり、狂犬病媒介動物として知られているのは、イヌの他にもキツネやコウモリ、オオカミ、コヨーテ、アライグマ等がある。現在でも、狂犬病は発症後に於ける有効な治療法が無く、発症すれば呼吸障害に依って、ほぼ100パーセントの確率で死に至る。現状、ワクチン接種以外の予防法は無いのである。臨床症状としても急性神経症状期には、不安感や恐水、恐風症状に襲われ、興奮性、麻痺、幻覚、精神錯乱等の神経症状が出現することから、当時として

も感染した人の異様な様子を見て、「極可怖事」として恐れられたものであろう。

18：火星と赤潮

「明月記」文暦元年（1234）9月2日条（グレゴリオ暦・太陽暦の9月26日）には、「近日天變之間、八月四日以後熒惑（けいこく、けいわく。熒惑星。火星）犯鉞（まさかり）星〔二十八宿の北方玄武室宿の星官である鉄鉞（てつえい）。みずがめ座〕云々、建仁二年（1202）春有此事、冬通親公（源通親。内大臣。土御門天皇の外祖父）

薨（建仁2年10月21日）云々、海水至淀河一筋融而爲黒血色、其中魚醉死（えいしぬ。泥酔する）、食魚者皆死、仍近日不可食鮮魚云々」と記述し、天変と地上に於ける自然現象との間に何らかの関連性があるかの如き内容を示す。天変とは同8月4日以後に火星が常ならぬ動きを示し、犯鉞星の領域を侵害したというものであった。

五行説に依るならば、火星は五星の1つに位置付けられており、五行の火、五色の赤、五方の南、五時の夏に配当されたことから火星と称される様になった。光り輝く灼熱の性質を帯びたものとして表現されたのである。古代中国天文学では、その血色の色彩感覚からも火星の出現自体が凶兆として見做され、天星（ようせい）として畏怖されていた。そうした中国思想を受けて、和名でも災星（わざわいほし）と呼んだのである。元々、火星は光度変化や軌道の順行・逆行が多かったことから、軌道の予測が困難であり、その天上界に於ける執法官（法令の爲の官吏）的存在からは、熒惑が出現した天区内の星官に対応する地上側の場では、戦乱や飢饉、疫病等の災いが懲罰として下されるものと考えられた。取り分け、「熒惑守心」〔火星が東方青龍の心宿（アンタレス付近）で順行・逆行を繰り返しながら、見かけ上、同じ場所に留まっている様に見える現象〕の状態は不吉であるとされた。この様な火星の性格から、古来、その動向の観測、監視は天文道に関わる官吏の最重要な職掌とされたのである。

この時も火星の動向が1つの鍵であると見做されたが、先例が調査されたのであろう。定家自身の日記にはその記録は無かったが、建仁2年春に於ける事例を取り上げて、その約半年後に於ける源通親の死去との関連性（凶兆）を示唆したのである。ここでは、必ずしも火星の異変が通親の死に作用したとはしてはいないが、今後に於ける同様な凶事に備えんが爲の知見の獲得であろう。更に、淀川では海水が遡上して一筋の流れとなり、その色彩は「黒血色」であったという。正に大凶兆の色合いであった。その中にいた魚は酔死（実際には中毒・酸欠死か）し、その魚を食べた者も皆死んだとしていたことより、この「黒血色」をした海水の流れとは、大坂湾で発生した赤潮、青潮等が干満差に依って淀川を逆流した現象であったものと推測をされる。旧暦で9月2日の記事で

はあったが、夏の名残りで未だ海水温は高く、赤潮が発生していたものと類推されるのである。

赤潮の発生機構は未だ全容解明が為されている訳では無いものの、日照時間が長くなり気温も上昇する夏季を中心として、水中で生存している微生物、植物プランクトン、及び、それを捕食する動物プランクトンが急速に増殖し、水の色が赤黒くなったり、緑色等に変色したりする現象である。赤潮の発生原因としては、栄養塩類としての窒素やリンの増加に伴う水域の富栄養化といった物理的環境（水温・pH・塩分濃度等）が、それらの増殖にとって最適な状態となることがある。赤潮が発生すると環境水塊は急激に変化を遂げ、その水域で生息している生物に被害を与えることがある。その中には毒性を持つプランクトンも存在する為、現在でも養殖漁業では大きな被害を被ることもある。「明月記」で記されていたこの事例では、毒性のかなり強力なプランクトンを摂取して酸欠死、中毒死した魚貝類を人が食した為に、中毒死していたのであろう。瀬戸内海付近の海域は、現在でも赤潮の常襲地帯なのである。⁽¹⁸⁾

当時は沿岸部に在る事業所からの有害排水の原因は無いことから、この時に赤潮が発生していたとするならば、その主要因は春～夏にかけての時期に於ける高温、少雨、そして、優勢な太平洋高気圧の西日本地域への張り出しという気象条件である。火星の異常な動向と、「黒血色」をした淀川の一筋の水の流れ、その流れは今後、武士が引き起こす戦乱で流されるであろう人々の血の流れと重なって見えていたのかもしれない。

19：日食を供養するとは

「吾妻鏡」寛喜3年（1231）9月25日条には「又來月一日蝕（しよく。太陽や月が欠ける現象）御祈事。今日被仰于松殿法印。大進僧都。宰相律師等云々。三壇御修法〔さんだんみしゅほう。天皇の身体を護る目的に於いて、護持僧が宮廷で長期間不断に修した如意輪法（延暦寺）・延命法（東寺）・不動法（園城寺）の秘法を言う〕也」とある。日蝕や月蝕と言った蝕現象に対しては災異観を伴いながら、それに依る将来の凶事を回避するべく密教修法式での祈りも捧げられたのであった。陰陽師に依る卜占や祈り、そして、密教修法共に、

従来、王権・公家社会に於いて行なわれて来た課題解決の為の手法であった。それらが鎌倉でも頻繁に行なわれる様になったことは、軍事力のみを背景とした形式での支配の限界性に幕府の執行部が気付いたからであり、思想・文化の膨大な蓄積を背景とした従来型の組織運営方法論も欠かすことができないという結論に至っていた結果ではあろう。

日蝕(日食)に関しては、近世に於いて「日食(日蝕) 供養」の習俗が行なわれていたことが知られる。東京都奥多摩町に在る奥多摩湖の辺には「日食供養塔」が建てられている。それは、小河内ダム(奥多摩湖)の北側に在る「奥多摩 水と緑のふれあい館」(東京都西多摩郡奥多摩町原)敷地内の石碑の小径に立てられているが、石碑の上部に彫られた円形は太陽を模したものであろうか。元々この石碑は同町大原の恵日山門覚寺の門前に在ったものであるが、ダム建設に伴って、この場所へ移転したのであった。当碑は寛政11年(1799)の建立であるが、この当時、太陽が疫病の流行を阻止するといった考え方があり、日蝕・日食とは太陽がそれを引き受けた外形的な事象であると受け止められたのである。「日食(日蝕)供養」とは、太陽が欠けるという不気味さと共に、太陽が人々の災厄を一身に引き受け、身を欠けさせて迄も踏ん張っているその姿に共鳴した人々が、その様な太陽を哀れに思って建てていたものなのであろうか。又、太陽自体が欠けてしまうという病気を心配して、その様な供養行為、治療行為を行なったのであろうか。古来、人やその他の生物に対する供養行為、そして、生物ではない無機的な事物に対しても供養行為を行なって来たことが、日本文化や日本在住者の精神性に関わる大きな特徴として存在して来た。

それが、日蝕(日食)という天文現象、自然現象に迄、拡大されていたことは特筆されるべきことである。何故ならば、それは人の手で制御出来得ることでは無かったからである。そうした観点から見るならば、「日食(日蝕) 供養」とは、古代以来行なわれて来た生物や事物に対する供養行為とは一線を画する、異質な考え方に基づく供養形態であったことになる。

この「吾妻鏡」の記事からは、そうした江戸期に於ける「日食(日蝕) 供養」の如き思想は読み

取ることができないものの、将来的な凶事の出来を日蝕現象に見ていた可能性が高い。「兵範記」の仁安2年(1167)4月1日条に、「日蝕、(中略)今度蝕在位帝王御愼也、宜令修日蝕攘災法」と記されていた如く、寧ろ、災異観を伴った畏怖心の方が先行していたとも言えるであろう。凶事を封じ込める為の予防的措置が「蝕御祈」の核心的意味であったものと考えられる。古代～中世期に於いて、日記・古記録中で日蝕記事が比較的多く記されていたという客観的事実からは、この様な推論も成り立つのではなかろうか。

当時の日本社会に於いては、「天文現象>気象現象とする認識」が存在していた以上、身近な存在である筈の太陽や月が欠ける「蝕」の現象とは、当然、下部世界である気象系にも多大な(悪)影響を与えるものと考えていたとしても不思議ではない。それ故、取り分け、日蝕に関しては気象現象以上に大きな関心、興味を以って、その動向を観察し、記録していたのである。

20：鳴動現象

「吾妻鏡」の寛喜3年(1231)11月24日条には、「辰剋(8:00前後)。鶴岳内三嶋社壇鳴動。仍有御占。依神事穢氣(えげ。不浄の出現)不浄也。可被愼御病事之由。占申之云々、又、翌日条では「云日来天變。云(日来天變之上)三嶋社鳴動。有驚御沙汰。御祈等始行之」と記し、鎌倉の鶴岡八幡宮内に勧請されていた三嶋神社に於いて鳴動現象が発生していたことを記録する。しかも、ここではそれは「日来天變」の延長線上で捉えられていたことを知るのである。その意味に於いては、こうした鳴動現象が気象現象として発生していた可能性を排除をすることはできない。更に、それが日本文化の特質としての「見做し」や「見立て」の慣習であった可能性に就いても指摘をしておかなければならないであろう。つまり、実際には物理的現象としては何も発生してはいなかったものの、発生時に於いてその事象を覚知した人物の心理的・心情的背景に依って、単に鳴動した様に聞こえた、見えたというものであり、それは神慮が発現した実際の物理的現象としての見立てなのである。

「三代實錄 卷十九 清和天皇」貞観13年(87

1) 5月10日条には、「十日乙卯。佐渡国司言。兵庫震動」⁽¹⁹⁾とする記事があり、佐渡国に設置されていた「兵庫」、即ち、武器庫で何か得体の知れない震動があったとする報告が、当国の国司（氏名不詳）より朝廷に為されたことは以前にも紹介をしたが、兵庫とは主要な軍事施設の1つであっただけに、そこで鳴動や震動が起きるということは、そこに収蔵されている武器の出番が近いということ、何らかの霊妙な力を以って予告をしようとした、兵乱の予兆として認識されていたことが想定されるとしたのである。⁽²⁰⁾

ここでは、「三嶋社」に於ける鳴動現象の出来を受けて、その日の内に「御占」が実行され、その意義の追究が行なわれている。翌日にはその「占申」の結果を受けて「御祈」が実行されるという時系列であった。こうした「怪異御占」は都でも行なわれていたが、単に鳴動があっただけでそれが全て実施に移されていた訳では無かった。つまり、それが発生していた場所、及び、日時が重要なのである。場所としては上記した兵庫の場合もそうであるが、「御廟鳴動」〔「兵範記」保元3年（1158）9月3日条〕の様に、神や仏の意思との関連性が容易に推測される寺社や、神の子孫である天皇の皇居、祭祀に関わる内裏内の施設等であったりするし、日時では、それが発生することに依って、人々がある事柄を共通して想起する様な時間であったりする。即ち、それがその時間に「鳴動」することに何らかの意味を持たせていたのである。

当時としても、決して、何の脉略も無い形で以って、何か「鳴動」することは無かったのである。結果として、そうした怪異＝アラームの内容は、それが発生していた場所や日時とは関係無く、病気の発生予告であったり、兵革出来の警告であったりしたのであり、それ（「推申」）を以って、人々は「慎」（物忌、斎戒）を実行し、来るべき穢れに起因した形での災厄を回避しようと努めたのであった。こうした動向は、音声情報が重要なポイントの1つであると認識をしていた、古代以来の東アジア文化圏に於ける文化論的な特徴でもある。それ故、大音声を伴う発雷に対しては、その現象を方角観や発生時間と共に注意深く観察を行ない、記録を取っていたのである。そして、須（すべから）く凶兆としての見立てを付与し、警戒態

勢を敷いていたのであろう。

21：気候変動と鎌倉と陰陽師

既に前稿に於いても指摘を行なって来た如く、鎌倉幕府に在っては、気候変動に伴って出来していた数々の事象に対しても、陰陽道や陰陽師の存在感や役割、その政治に与えていた発言力が決して小さくはなかったことが推察された。それは、鎌倉殿の軍事指揮権者としての性格と共に、そうした古代以来の祭祀に関わる権威や生活文化を背景に、御家人や非御家人に対しても鎌倉殿の祭祀権者としての立場を、祭儀の空間を通して認識させる効果を期待していた可能性に就いても考慮する必要がある。⁽²¹⁾ それに加えて、王権、公家社会と共に歩んで来た陰陽道や陰陽師達に依る思想経営や行事作法、礼儀作法の受容も必要であると、幕府の首脳部が考えていたことも想定される。

幕府に依る熱心な陰陽道信仰の目的を将軍権力の形骸化を図り、朝廷や幕府内部に於ける不穏な動向の監視と政治的陰謀の予知や防止にあったとする見解もあるが、⁽²²⁾ 鎌倉に幕府成立後も容赦無く発生する数々の災異、自然的・人為的災害に対して、幕府の権力、権威、制度だけでは対処できない場合、王権と共に歩んで来て、それなりの実績や経験の蓄積もあった陰陽師達に、政治経験も未熟な幕府首脳部の人々が課題解決に向けて諮問をしたいと考えていたとしても不思議ではない。そうした状況に乗じて、陰陽道の安倍、賀茂両家がこれを互いに勢力拡大の好機であると捉えていた可能性もある。軍事力のみを背景とした形での支配の限界性に幕府の首脳部も気が付いた結果としての陰陽道の導入であったものと見られるのである。

気象の異変以外にも、武家の街鎌倉に於いて陰陽師がその執行に関わった「三萬六千神祭」や「代厄祭」、「鬼氣祭」、「百怪御祭」の災厄払いの祭、代病身の祭、病惱平癒の祭、怪異現象出来の祭、更には僧侶に依って執行されていた薬師如来護摩供養法（病氣平癒等に対する祈禱）等と言った、人々の日常生活全般に密接な形で関わる祭儀が頻繁に行なわれる様になっていたことは、祈りの行為を通じて、武家の都市鎌倉の政治・文化的な地歩が、王権の主催した平安京に於ける公家衆並み

に上昇しつつあったことを示唆したものと見られる。それと共に、被害地震の発生が少なくはない鎌倉に於いて、陰陽道に依る「地震祭」を執行することができたことは、鎌倉の人々にとっても一定の安心材料であったことは想像に難くない。それらのことも、鎌倉に幕府在ってこそその安心感であるという認識を、武士を始めとした人々は固く持つに至っていた可能性がある。

ここでは特異な気象現象の出現に際して、それへの対処法として陰陽道や陰陽師の関与が濃厚であった鎌倉の様子が浮き彫りとなった。そこには、陰陽師の持った、或る種の霊的能力を鎌倉幕府の執行部が幕政運営に当たって利用しようとしていた形跡も見受けられた。幕府の根本を成していた軍事力は、時に依って強弱が生じることから、当該期に在っては未だ、それが普遍的で絶対的な支配原理であったと迄は言うことができず、それを補完する目的に於いて、伝統的陰陽道の存在とその鎌倉への浸透は、寧ろ、幕府首脳部にとっては好都合であったとも言えるであろう。取り分け、幕府が消極的な姿勢で臨んでいた民政分野に於いては、陰陽道に基づく祭儀や卜占という方法論が予想外の効果や威力を発揮する場面もあったことが想定されるのである。

王権と共にその勢力を伸張させて来た陰陽道や陰陽師達は、こうして幕府との接点を「天變（重疊）」、「災變」、「變異」に求めながら、鎌倉の文明化の道を模索して行ったのである。特に、気候変動と言った不可抗力的自然現象の出来に際しては、人々の不安心理とも相俟（ま）って、その存在感を愈々（いよいよ）増して行ったものと考えられる。

22：建物の「顛倒」と気象現象

「兵範記」の仁安2年（1167）7月9日条（グレゴリオ暦・太陽暦の7月26日）には、「今日酉剋（18：00前後）、紫宸殿東軒廊（こんろう）。屋根が付いている渡り廊）顛倒」と記され、内裏の紫宸殿東軒廊が転倒したとする。この現象自体は、記主である平信範も「日来南面柱根朽損云云」と記述していた様に、柱の下部が朽損していたことに依る事故であったものと見られる。しかし、続けて「但去夕遷幸（せんこう。天皇や上

皇の他出）之後朝（こうちょう。翌朝）、急有此事、已非直也事歟、可怪可尋」とあることから、この事故が単なる事故ではなく、何らかの怪異の為せる所業であるという危機認識を示すのであった。その根拠は、この場所が国家の行方をも左右しかねない様々な情報を、占の手法で以って得る重要度の高い構造物であったからであろう。

現在の京都御所に於ける軒廊は、紫宸殿の東階の下から宜陽殿（ぎようでん）へ渡る吹き放しの廊となっており、漆喰で塗り固められた地面には、方形をした平石がはめ込まれている。かつてここで亀卜〔軒廊御卜（こんろうのみうら）〕を実施した痕跡である。軒廊御卜とは、天災（早魃や霖雨等）、そして、宮廷や寺社に於いて発生していた諸々の怪異に際し、ここで神祇官に依る亀卜や、陰陽寮に依る式占（式盤を使用した占）が執行され、その意味する処を探ったものである。更に、大嘗祭に関わる悠紀（ゆき）・主基（すき）国郡卜定（亀卜）は、神祇官の官人がこの場所で執行したものである。ここは殿舎と殿舎とを連結する渡り廊下ではあるものの、内裏内に在っては、国家経営に関する情報を得る上では重要性の高い建築物であったとすることができる。

そうした意義を持った建物が転倒したこと、それに加えて、それが六条天皇の遷幸があった翌朝に急に発生していたことを以って、信範は相当な違和感を持つに至っていたのであろう。このことを裏を返して言うならば、天皇の存在自体がそうした災異を引き起こさせない何らかの霊妙なる力を持っているとも解釈を行なうことができる。宮城に天皇が不在となった途端にそうした奇妙な出来事が発生したということをして、非常なる違和感に繋がっていたに違いない。

そこで、翌10日条では、午後から早速参内し、事後処理に当たる様子が記される。摂政であった松殿基房は頭中将に指示してこれに関する沙汰をさせ、更に、信範自身も先例の尋問に当たったのである。その日の内に、先例に通じていた大博士中原師元より簡単な返答があり、更に、大外記清原頼業に依る勘送があった。軒廊顛倒に関わる先例を調査した頼業の注進に依ると、①貞観8年（866）4月14日の事例ではそれを「物怪歟」とであると推定し、諸卿が言うには、軒廊は大地震（『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日本付近

のおもな被害地震年代表」、には当該地震発生に関する記載は無い)後にひどく傾損したが、天慶3年(940)3月28日の事例を引き合いに出し、「然彼(天慶3年3月)廿六日(グレゴリオ暦・太陽暦の5月6日)夜更無風雨、俄顛倒也」と記述する。そのことを以って陰陽寮で占申した結果、兵乱の相であると判定されたのであった。天慶度の顛倒是、大地震に依る破損が直接的な原因であったものと考えられるものの、風雨も無い状態なのにそうってしまったことに対する違和感が生じたのである。

②永祚元年(989)8月13日(グレゴリオ暦・太陽暦の9月15日)には、「雨降、今日酉戌剋(19:00前後)大風、宮城門舎多以顛倒、左近陣前軒廊在此中」とあり、降雨を伴う大風で以って、内裏内の多くの門舎が転倒したとする。所謂、「永祚(えいそ)の風」と称された大規模な風水害である。これは、近畿地方を襲った台風であったものと評価されるが、大阪地域や京都での被害が多かったとされていることから、これが若し台風の通過に伴う現象であったとするならば、その台風は中心部(台風の目)が紀伊水道、淡路島付近を北上して、日本海へ出るという進路を辿っていたものと推測される。この場合、大阪市や京都市方面は台風の進路方向東側に入ることとなり、強風の吹き易いエリアに入る。台風は進行方向に向かった右半円(危険半円)では、台風自身の風と、台風を移動させる周囲の風の向きとが一致することにより、左半円(西側のエリア。可航半円)に比べて更に強風となる特性がある。そうした台風が接近するのに従って、大阪市や京都市市街地は南西方向からの強風に晒(さら)されることになる。取り分け、平安京はその南西部のみが大阪方面に開かれた半盆地地形となっていることより、その方向よりの暴風が吹いていたとしても不思議ではない。

ここでは多くの建築物が転倒したとしていること、及び、旧暦で8月13日と言う時期に着目をするならば、これは台風通過による暴風雨、或いは、発達した積乱雲の接近に伴う竜巻(強力な上昇気流)、ダウンバースト(積乱雲からの下降気流)、ガストフロント(積乱雲下の冷たい空気の塊が水平方向へ吹き出す現象)等の突風であったことが想定される。被災地の広域性という点からは、よ

り前者の可能性が高いものと推測される。そして、同17日には臨時の奉幣使が伊勢神宮を始めとした諸社に立てられ、「賀茂社怪、慧星、地震、大風等事」の怪異や災変に関し、それらの鎮圧に向けて神々へ幣帛(へいはく)が奉られたのであった。更に、同年9月7日にも伊勢神宮を含む六社(伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂神社、松尾大社、平野神社、稲荷社)へ、再度、奉幣使が立てられており、「是大風顛倒諸門舎等、可修造由也」、転倒した諸門舎に対する修造の許しを神々に請うたのである。そこには、この度の自然災害が神慮の発現した人々への懲罰であるという認識が垣間見える。

ただ、「左近陣前軒廊、可令木工寮修造之由被宣下」とあって、壊れた殿舎の内左近陣前軒廊だけに対しては、早くも翌14日にはその修造に関わる宣下(天皇の指示、宣旨の発令)があったことから、その再建に関わる事実上の手続きは奉幣使の発遣よりも優先度が高かったことになる。それは実体的な災害対応策なのであろうが、対象となった建築物が軒廊であったことは、この度の災害に対する軒廊御卜の実行を急いでいたからなのかもしれない。

③長元3年(1030)8月9日(グレゴリオ暦・太陽暦の9月9日)には、「大風、陣前軒廊顛倒」とある。発生時期からは、やはり台風の通過や、発達した積乱雲の接近に伴う強風に依る顛倒であろうか。

④長元7年8月9日(グレゴリオ暦・太陽暦の9月24日)には、「自昨日大雨、今夜大風雨、時人比之永祚、内裏諸司舎屋多以顛倒、陣前軒廊在此中」とあって、降り続く大雨や大風で以って内裏内に在った諸司の舎屋の多くが転倒したとしている。そして、その10日後に当たる同19日には、「被定申可修造風損舎屋事、可令修理職修造左近陣前軒廊之由被宣下」とし、やはり破損した多くの建物の中で、左近陣前軒廊だけに対しては、宣下という形でその修造が修理職に指示されたのである。この度の台風雨に依って発生した被害状況を見て、当時の人々は「永祚の風」に於ける被害に匹敵するとしたのである。永祚時に於ける大風の被災状況を実際に体験した生存者も、この時には未だ幾らかは存在していたので、「語り部的に両者の対比を行なうことができたのであろう。

これに依り、災害情報の後世への伝達が試みられていたことも考えられるのである。

この様な状況に鑑み、同23日に行なわれた定考(じょうこう。考定。慣例的には「こうじょう」と転倒させて読む。上皇と音が通じるのを避けたとされる。8月11日に行なわれる官人の勤務評定と、その上申の儀)は、この災害に依って既に式日を12日も過ぎていたが、「依風水止挿頭(かざし。頭髮や冠に挿した生花や枝、造花等。又、それを挿すこと。元来は植物の持つ生命力を身に付ける目的の感染呪術 contagious magicであったとされるが、後には単なる髪飾りとなった)音楽」とし、挿頭や音楽と言った華やかな演出は中止となっていた。それは、被災後に在って周囲の状況がそれどころではない、という実際上の理由もあったであろうが、それと共に、今回の大風雨と顛倒現象に対する意義の追究が未だ終わってはいなかったことがあったものと考えられる。神慮に配慮していたことも想定されるのである。聊(いささ)か語呂合わせの様でもあるが、「定考」の音読法が通常は上記の理由より、「じょうこう」ではなく、「こうじょう」と顛倒して読むことが、顛倒繋がり縁起が良くないという認識があったとしても不思議ではない。

又、ここでは「自昨日大雨、今夜大風雨」と記されていた如く、大雨の継続時間が長いことから見て、これは台風の接近と、それに依り活発化した前線活動に依る気象現象であったものと推測をされる。前線に向かって、台風から送り込まれる非常に暖かく湿った空気が流入した為、秋雨前線の活動が活発になっていたことも想定されるのである。そして、9月以降に入ると、台風は太平洋南海上から放物線を描いてUターンする様に、日本付近を直撃する可能性の高い進路に変化する。この時に秋雨前線の活動が活発化して大雨の降ることもある。室戸台風(第一室戸台風は1934年9月21日に上陸、第二室戸台風は1961年9月16日に上陸)や伊勢湾台風(1959年9月26日に上陸)等、9月に日本本土へ大きな災害を齎した台風の多くはこの進路であった。この長元7年8月にやって来た台風も、四国～紀伊半島付近に上陸し、その後、本州付近を横断する様なルートで太平洋方面へ向かったものであろうか。

以上の内容が同7月10日付で作成された大外

記清原頼業に依る注進であった。これを受けて、仁安2年7月9日条で記された「紫宸殿東軒廊顛倒」事件に対する「行軒廊顛倒御卜」が、同20日に執行されたのである。当初、掖(えき。脇)陣で陰陽寮が占申を行なう手筈であったが、これに対しては異論が噴出した様である。飽く迄も「軒廊御卜」として執行する様にとの突然の沙汰であった。そこで、「軒廊基跡」には官座(神祇官の座席)が敷かれたが、「顛倒怪異」に対する御卜であったにも拘らず、修造以前にその場所(軒廊)を用いることに対する懼りも指摘されたのである。それ故、里内(りだい。里内裏)に准じる形で仗座(陣の座。公卿の座席)は砌(みぎり。軒下等で雨滴を受ける為の石や敷瓦を置いた区画)に座を敷き、神祇官・陰陽寮、夫々4人ずつが着座して卜申が執行されたのであった。

その結果、官卜(神祇官に依る占申)では「公家(六条天皇)御慎(斎戒)之上、可有天下口舌(くぜち。口喧嘩、悪口)動搖事歟」とする内容が示された。一方、寮占(陰陽寮に依る占申)には「公家可慎御々藥之上、内裏及京師有火事歟、又天下非有疾疫之憂、從離坤(ひつじさる。南西)方奏兵革鬪諍歟、期怪日以後四十日内、及十月、明年四月、節庚申(かのえさる)日云々」とあり、官卜よりも一步踏み込んだ災異発生の予兆が示されたのである。それは平安京内に於ける火事と、南西方向での兵乱発生であった。大風と言う気象現象から人々が受ける一種の暴力行為を判定し、夫々の卜占の結果は口舌、火事、兵乱という人に依る争いや物が焼失する結果に繋がったものと推測される。乾燥した大風が吹けば、忽ちの内に発生した火事は大火に発展することから、大風と火事とは、当時も、又、現在でも尚、密接な関係性の中に在ったものと見られるのである。木造建築物がほぼ全てであった当時の状況、更に、放火が意外な程に多く、消防と言う概念すら無かった12～13世紀当時の日本社会に在って、大風の害とは単に建物が転倒するだけに止まらず、大規模火災に発展する危険性をも内包していたことが、「内裏及京師有火事歟」とした寮占にも反映されていた可能性もあろう。

以上の事例は、結局の処、当時の建築物、取り分け、軒廊といった国家的に重要、尚且つ、シン



写真：京都御所紫宸殿と東軒廊

〔筆者撮影。手前側に植えられている左近の桜を挟んで、右側の一段低くなっている建物が現在の軒廊である。「明月記」文暦元年（1234）7月10日条では、「未明出門、行佐々木見唐梅〔からうめ。一般的には中国原産の蠟梅・臘梅（ろうばい）を指すが、それは江戸時代初期に観賞用として渡来したとされる〕木、其木如棹無枝、高七丈許（約21メートル）、在樹中不中用之木姿也」とあることから、藤原定家は殊更に梅の木を好んでいたことが窺われる。

当時としても、梅の木には中国大陸的なイメージを懐古させる実質的な美（薬効等）を見い出していたのかもしれない。元々紫宸殿南側に植えられていた左近の梅は、天徳4年（960）9月の内裏全焼の際に失われ、それに代えて植栽されたのが重明親王家の桜であったという。それは正に国風文化出現の時期と重なり、日本在住者の志向が和風なもの、且つ、内向きに傾倒し始めた時期でもあったのである]

プルで平屋建ての建物でさえも、強風雨の気象現象に対しては脆弱であったことの証左として指摘されるのかもしれない。風雨の害は当時としても頻繁に発生していたものと推測されるが、建築物の耐候性能の低さが際立つのである。耐震性能の面でも心柱を持つ塔建築を除き、紫宸殿の如き宮廷建築をも含めて、一般的には上部構造が重く造られており、重力中心が高い位置に在ったことから、当時の宮廷建築や寺社建築物等では、重厚ではあるものの、意外にも地震や大風に対しては耐性が低かったものと考えられる。軒廊の場合には、

それが東西方向に広がる形で設置されていた為に、南北方向から受ける強風（や地震波）に対しては、下から吹き込む風が天井部分を押し上げる形となり、元々転倒し易かった構造をしていたものと考えられる。

それと共に、建っている建築物が「顛倒」する、地面に着くという事象自体に対しても、それが自然現象としての大風に依るものであるとは分かっているながらも、更に、諸社に対して奉幣使を派遣してその神慮を探り、それらの災異を鎮静化してもらおうという行動に出ていたということは、そ

うした気象現象、大風の結果としての「顛倒」事象が、神より地上にいる人々へ対して提示された懲罰であるとした捉え方をしていたことになる。無論、それは凶事であり、何らかの修正が必要であるという認識に人々を至らしめていたものと類推されるのである。

おわりに：

以上、本稿では西暦1100年代から1200年代、そして、1300年代を見据えた時期をほぼカバーすることのできる日記・古記録類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心として検証しながら、当時の日本在住者に依る対気象観や対処法、生活文化を考察した。平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」であるとした視点、課題意識、所与の条件より、当該期、日本に於ける気候変動や対気象観のテーマに対して、人文学的観点—文化論的観点より追究を行なったのである。

「明月記」の記主である藤原定家は現在の京都市の住人であり、それ故、本稿で取り扱って来た気候変動もそこを中心として見たものであり、その検証結果を日本の総体に迄、適用し、推量することも非常に困難であるものとする。

定家は歌人としての評価がある為、殊更に気象現象の推移に関しては大きな関心を持ち、それを詳細な記録として自身の日記に残しておいたものと見られる。「今朝權（むくげ）花初開、女郎（女郎花。おみなえし。秋の七草の1つ）已盛、萩一兩枝僅開」〔「明月記」文暦元年（1234）7月14日条〕といった記述にも見られる如く、定家以外の人物であれば見過ごし、気に留めることも無かったかもしれない、身近で一寸（ちょっと）した自然の変化にも丹念に目を向けていたのが彼であった。それこそが、「明月記」と他の人物が筆録を行っていた日記との外形的で内面的な違いであった。無論、それは彼の日記が季節の移ろいを素材として、後刻、作品（詩歌）を詠む為の素材、備忘録としての記録でもあったからであるが、それ以外にも、そうした気象現象が将来的に発生する何らかの事象を予兆（吉兆・凶兆）する現実的な現象であるとして捉え、注意深く観察し、認識をしていたことが類推されるのである。

こうした対自然認識とは、日本をも含む東アジア世界に於いて、古代以前より行なわれていた危機回避の為の保身術であったものと見られる。それは、周辺環境に対する注意深い観察こそが、結果として自分自身や関係者の生命、財産の保護にも繋がっていたという経験則がその背景として大きく存在していたからでもあった。その為、藤原定家に於けるこうした対自然姿勢が特殊で特別なものであったとは言い難いのである。平安時代末期～鎌倉時代前期という時代的背景—対外的な意味合いに於ける、日本在住者に依る内向きで、消極的な態度。これを国風文化の成熟、和風文化の成立と言い換えることができるであろうか—こそが、定家の様な存在を浮き上がらせたのである。

祈年穀奉幣（きねんこくほうへい。2月と7月に行なわれた豊作祈願に関わる朝廷の儀式）の執行に際し、「風雨順節」、「水旱無侵」〔「山槐記」（久寿3年（1156）2月10日条）といった文言を入れなければならなかった背景として、身近な気象現象・気候変動でさえも人が支配を及ぼすことが出来ず、近畿地方所在の有力な神の力を借りなければ、治めることが出来なかったという実際上の事情もあった。無論、そこには「本朝者神國也、國之大事莫過祭祀」〔「兵範記」仁安3年（1168）12月29日条）という思考が前提条件としてあったからでもある。

更に、伊勢神宮に於ける大規模火災発生に際して発給された高倉天皇の宣命には、陰陽寮に依る卜申の結果ではあるとしながらも、「理運（物事が道理に適っていること）乃天災（災）」〔「兵範記」仁安3年12月29日条）と記され、天災とは起こるべくして起きる、換言するならば、その発生を人の努力で以って制御することはできない、という極めて受け身的な考え方のあったことも知られる。

そして、「明月記」安貞元年（1227）12月2日条（グレゴリオ暦・太陽暦の1228年1月10日）に記されていた「天晴陰、大風、此冬雖非別病、心神惣違例（通常と異なること、病氣）、身體不調、氣根（精力、気力、教化されて発動する能力）如亡、餘命之不幾歟」（定家は1241年8月20日に死去）とした定家の心情からは、最早60歳代の半ばに差し掛かり、実際の身体の衰え以上に、何かそこはかとした遣る瀬無さ＝無

常観・厭世観を見て取ることもできる。その背景には13世紀に入っても尚、打ち続く**気象の異変**があった可能性も考慮されるのである。「**近日天變又頻示**」〔**文暦元年**(1234)8月25日条〕とした**天変認識**とは、人に依る争い、合戦をも含んだ考え方であり、必ずしも気象現象のみを対象としたものでは無かったが、それが契機となって「**愼**」(物忌)を行なうこともあったことから、当時の人々がそこに一定の**不浄観**、**穢れ観**を持っていたことも類推される。又、**陰陽道**に基づくものの考え方は、鎌倉時代に入ると鎌倉(幕府内部)へも浸透するが、干支の組合せに依る**凶日**や**悪日**の設定、所謂、「**暦の下段(げだん)**」の考え方では、取り分け、**凶会日**(くえにち。悪事の集まる**凶日**で婚礼や旅行等、全に於いて悪日とされた)・**黒日**(くろび。大凶日)等の**凶日**が日記に記載されていた背景には、無論、その日に於ける**災厄**を避けたい、結果として回避したとする思いがあったものと考えられるが、そうした**災厄**の発生を予兆する1つの要素が**気象現象**(**発雷**、**降雹**、**大風**等)であるとした見方があったとしても不思議ではない。

「**天下穢氣・天下触穢**」〔**兵範記**〕仁平4年(1154)4月20~21日条等〕の考え方に於いて、その布告の契機として、**天変地異**や**疫病**の**流行**に依る大量「**死**」もあったことから、⁽²³⁾ 神・神事に関わる人々(天皇・院を含む)を穢れから遠ざける目的の「**天下穢氣**」の布告が、気候変動に依る大きな影響を受けていたことも想定されるのである。人々が気候変動をも含んだ形での「**天變**」自体に対して、そうした或る種の**浄観**、**穢れ観**を持つ様になっていたことすら考慮される。「**兵範記**」仁安2年(1167)4月30日条に記されていた「**天下流風(りゅうふう。流行、風潮)有不浄疑**」とした**不浄観**とは、同19日に発生していた「**院中觸穢**」を契機とした**賀茂祭(葵祭)**の4月30日への延行という形で現実のものとなっていたが、更にそれを後押ししていたのが、この日の明け方から終日続いていたものと見られる「**甚雨**」という気象状況であったものと考えられる。**故実**に従って、この日予定されていた**飾馬引馬・車(牛車)**は**甚雨**で中止となったのである。雨に濡れること自体も穢れするに至っていたのであろうか。

「**兵範記**」保元3年(1158)正月16日条(グ

レゴリオ暦・太陽暦の2月16日)では、**踏歌節会**(とうかのせちえ。正月の14日と16日とに行なわれた、**天皇・皇室の長久、繁栄や、その年の豊穰を祈る宮廷行事**。天皇が大極殿、清涼殿に出御し、14日に**男踏歌**、そして、16日が**女踏歌**として、歌舞に長じた男女が祝詞を歌い、舞った)の執行に際して、「**依雨儀不出庭中**」とあり、外弁(げべん。節会等に際して、会昌門や承明門の外で、諸事を指揮した公卿)の公卿達も「**依雨下也**」ことで、皆、壇上に陣取っていた。正月から降雨があること自体も、気温が高く推移していた結果ではあろうが、そうした雨に濡れることを避けていたのも、新年のめでたい行事に際して、**濡れることに対する一種の穢れ観**を見ていたからなのかもしれない。これが若し雨ではなく、**靈妙色**を持った白雪であったならば、どうであったであろうか。

それと共に、「**宿霧(しゅくむ)相侵**」〔**兵範記**〕久寿2年(1155)10月23日条〕、「**宿霧漸減**」〔**玉葉**〕承安5年・安元元年(1175)6月19日条〕といった表現法に見られる「**宿霧**」の語義が、体内に宿る疾患の気の意味用法でも使用されていた背景には、**霧**という気象現象が意味した、向こう側を見通すことのできない状況に体内の様子を見做して、何かもやもやとして得体の知れない病気に対する恐怖心を、身近な存在である気象現象に準えたものであろう。そこには「**氣**」を通して見た、空間に対する共通した認識のあったことも想定されるのである。

註：

- (1) 以下、本稿の作成に際して参照した「**明月記**」、「**台記**」、「**兵範記**」、「**山槐記**」(記主不明)は、夫々、史料纂集⑱『**明月記 第一**』(株式会社 続群書類従完成会)1990年10月、『**明月記 第一~第三**』(株式会社 国書刊行会)、財団法人 冷泉家時雨亭文庫編『**明月記 一~五**』冷泉家時雨亭叢書 第56巻~第60巻(朝日新聞社)、増補 史料大成本『**台記 一**』、『**台記 二**』、『**台記別記 宇槐記抄**』(株式会社 臨川書店)1975年11月、増補 史料大成本『**兵範記 一~五**』(株式会社 臨川書店)1975年11月、『**山槐記**』増補 史料大成(株式会社 臨川書店)1975年11月、である。
- (2) 早川智氏『**戦国武将を診る**』(株式会社 朝日新聞出版)2016年5月、参照。

- (3) 東京都福祉保健局「東京都蚊媒介感染症対策会議報告書」2014年12月24日、に依る。
- (4) 『日本大百科全書 12』(小学館)1994年1月—「シロアリ」の項、参照。
- (5) 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(株式会社 吉川弘文館)2000年11月、に依る
- (6) 鈴木牧之に依る随筆・地誌である「北越雪譜」(1836~1842年刊)では、「削氷(けづりひ)」の項を立てて、6月に越後湯沢(新潟県南魚沼郡湯沢町)付近に在った茶店(さてん)で、菜刀(菜切り包丁)を使って削った氷に豆の粉(こ)や、黄な粉、沙(砂)糖等をかけて食べたとしている。そこでは、「明月記」の記事も引用しながら、削氷が古代より「珍味」であったとしているのである。又、「水の氷れるハ不潔なり。不潔をもつて貢献にハなすべからず。且水の氷ハ地中に在りても消易(きえやすき)ものなり。(中略)むかしの氷室といふハ雪の氷りむる(室)なるべし。極陰の地に窟(あな。人体にある穴を指す)を作り、屋を造り掛、別に清浄の地に垣をめぐ(廻)らして人に踏せず、鳥獸にも穢させず、而(しかして。そして)雪を待、雪ふ(降)れば此地の雪をかの窟に撞(つき)こ(込)め埋(うづ)め、人星を守り、六月朔日は開、最(も)とも清浄なる所を貢献せしならん歟」との臆断(おくだん。根拠に欠ける推測)を述べる。氷は雪を圧縮して作るという考え方である。これは、越後国の谷間に在った天然の氷室を根拠とした牧之の推論ではあるが、朝廷の経営に関わる製氷作業を行なう「氷池」が、多雪地ではない場所にその多くが設定されていたことから、ここでは清浄な天然水を引いた池が結氷するのを待ち、それを切り出した形での氷室が主流であった可能性は高い。牧之の推論は、豪雪地という自然環境ならでの考え方であったのであろう。
- 尚、『鈴木牧之全集 上巻 著作篇』(中央公論社)1983年7月、『現代語訳 北越雪譜』(株式会社 野島出版)1996年11月、に依る。
- (7) 国史大系本『日本書紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1981年2月、に依る。
- (8) 京都市内(京都盆地)に於ける地下水位は地形の形状を反映したものとなっており、北部へ行くに従って順次低くなっている。つまり、井戸を深く掘らなければ水脈へ行き着かないのである。最近での地下水位は、京都市伏見区付近では約12.5~15メートル、JR京都駅付近では約15メートル、二条城・京都御苑付近で約40~50メートルであった。自然地形が大きくは変更されていなかった12~13世紀当時には、もっと地下水位が高かったことも想定される。それは、当時、人工物に依る地下水脈の破断や、動力を用いた形での地下水の汲み上げが無かったことより、地下水量自体が豊富であったと見られるからである。
- 尚、『平成12年度 京都地域地下水マップ作成調査業務 報告書—「図Ⅲ—2—2 京都盆地中北部不圧地下水位等高線図 (b)1978年1月(106頁)」(国土交通省 土地・水資源局 国土調査課、2001年3月)、参照。
- (9) 『国史大辞典』(株式会社 吉川弘文館)の「竜王」

の項、参照。

- (10) 国土交通省気象庁「海面水温実況図」(2023年7月31日)、同「日別海面水温」(同)、に依る。
- (11) 『日本大百科全書 18』(小学館)1994年1月—「発光現象」の項、参照。
- (12) 『日本大百科全書 6』(小学館)1994年1月—「球電」の項、参照。
- (13) 『台記 卷七』久安3年(1147)7月21日条に記された「去六月晦日(30日。グレゴリオ暦・太陽暦の7月29日)、龍昇天、多見者」記事に見られる「龍昇天」現象とは、程度の甚だしい廻風・回風や竜巻をその可視の様相からその様に見做したものであろう。
- (14) 早稲田大学図書館所蔵本「金匱要略 卷之上・中・下」張仲景著・王叔和撰次、皇都(京都)、文泉堂、文化3年(1806)、請求記号 ヤ09 01146、に依る。
- (15) 早稲田大学図書館所蔵本「諸病源候総論 卷之1—50」巢元方等撰、京都、梅村弥右衛門、正保2年(1645)、請求記号 ヤ09 00136、に依る。
- (16) 『日本大百科全書 17』(小学館)1994年1月—「ニホンオオカミ」の項、環境省「RDB図鑑」参照。
- (17) 『三代實録 卷五十 光孝天皇』[国史大系本(第4巻)『日本三代實録』(株式会社 吉川弘文館)2000年12月、に依る] 仁和3年(887)8月17日条(グレゴリオ暦・太陽暦の9月8日)には、「今夜亥時(22:00前後)。或人告。行人云。武徳殿(馬場殿)東縁松原(宴の松原)西有美婦人三人。向東歩行。有男在松樹下。容色端麗。出來(行)與一婦人携手相語。婦人精感(盛)。共依樹下。數尅之間。音語不聞。驚恠見之。其婦人手足折落在地。無其身首。右兵衛右衛門陣宿侍者。聞此語往見。無有其屍。所在之人。忽然消失。時人以爲。鬼物變形。行此屠煞(さつ、ころす。れっかは無し)。又明日可修轉經之事。仍諸衆僧被請。來宿朝堂院東西廊。夜中不覺騷動之聲。僧侶競出房外。湏(須)與事靜。各問其由。不知因何出房。彼此相恠云。是自然而然也(已)」と記されており、人体を食べる(人体をばらばらにする)何らかの存在が描写されている。
- この逸話は「古今著聞集 卷第十七 變化第廿七」—「仁和三年八月武徳殿の東松原に變化の者出づる事」[『古今著聞集』日本古典文学大系84(株式会社 岩波書店)1966年3月、に依る]や、「今昔物語集 卷第二十七」—「於内裏松原(ダイリノマツバラニシテ)鬼、成人形噉女語(ヒトノカタチナリテナムナヲハメルコト)第八」[『今昔物語集 四』日本古典文学大系25(株式会社 岩波書店)1962年3月、に依る]等にも採録されており、それは「鬼のしはざにこそ」(『古今著聞集』)、「鬼ノ、人ノ形ト成テ此ノ女ヲ噉(クラヒ)ケル也ケリトゾ」(『今昔物語集』)と表現され、女性を殺害したのが人の男の姿に変形した鬼の所業であると推定されているのである。
- ただ、これらの人身傷害事例も、事件が発生した新暦9月8日という時期に着目をするならば、実際には山間地での餌の確保に困窮したツキノワグマやニホンオオカミ等の野生動物に依る人身攻撃・食害であったものと類推される。この年は、多雨や冷夏に依り、山間地に於いて木の実の不作、凶作が発生していた可能

性もある。それに加えて、木の実もコンスタントに毎年実を付ける訳では無く、2～3年周期で豊作・凶作を繰り返すのである。一般的に樹木は前の年の夏が高温で乾燥した場合、花芽の分化が促進される為、翌年には開花・結実が多くなるとされる。木の実が不作であれば、ニホンオオカミの捕食対象である鹿、猪、猿や、その他の小動物の個体数も減少するのである。この食害事件を引き起こしていたであろうツキノワグマやニホンオオカミは、餌を求めて平安京の北辺地域に迄、生死を懸けて進出して来ていたものと推測をされる。その意味に於いては、この人身襲撃事件も気候変動の所産であったと見る事ができるのである。

尚、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VIII 日本の古典に見る災害対処の文化論 ～日本の無常観の形成～』（2021年6月初版発行、販売：シーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「2-1:「伊勢物語」に見る鬼 ～大内裏に潜む鬼とは～」、参照。

- (18) 今井一郎、笠井亮秀、小路淳氏「赤潮と内湾環境：瀬戸内海を事例として」[『水産海洋研究』（一般社団法人 水産海洋学会）第77号（創立50周年記念特別号）所収、39～45頁、2013年11月]では、日本の沿岸域に於いてその発生が確認された赤潮プランクトンを60種以上にも及ぶとし、それらの中で魚介類を斃死させる代表的な有害種〔種々のHarmful algal bloom（有害藻類の開花）のタイプ〕を提示した。その中でも、大量増殖赤潮（バイオマスブルーム）のタイプでは、基本的には無害であるものの、高密度に達した場合には溶存酸素の欠乏等を引き起こして、魚介類を斃死させるとした特徴を指摘し、その代表的な原因生物をGonyaulax polygramma・Noctiluca scintillans・Trichodesmium erythraeum・Scrippsiella trochoideaであると示した。

更に、強力な毒を産生し、食物連鎖を通じて人間にも害を与え、海水が着色しない低密度の場合であっても毒化現象（特に二枚貝）が屢々起こる特徴を持った有毒ブルームタイプでは、その代表的な原因生物を麻痺性貝毒（Alexandrium tamarense, Gymnodinium catenatum）、下痢性貝毒（Dinophysis fortii, Dinophysis acuminata, Prorocentrum lima）、記憶喪失性貝毒（Pseudo-nitzschia multiseries, Pseudo-nitzschia australis）、神経性貝毒（Karenia brevis）、シガテラ毒（Gambierdiscus toxicus）であると示した。

「明月記」の記事に記されていた処では、汚染（酔死）された魚（淀川で採取したものか）を食べた者は皆死んだとしていた。恐らくは魚類が引き起こす食中毒であるシガテラ（シガトキシンなどの天然毒）に依って、消化器系、神経系、循環器系の症状が重篤化したものであろうか。一般的にシガテラに依る死亡率は低いとされているが、高濃度の食物連鎖が行なわれた魚体を摂取した場合にはどうであろうか。現在でさえもシガテラに対する有効な治療法は確立されていないのである。当時の医療技術では到底救えない症状を食べた人々は呈していたのであろう。今でも沖縄県では、毎年魚類食中毒シガテラが発生しているが、当時の瀬戸内海、大坂湾付近では、現在の沖縄県域と同等か、それ以上の気温上昇、海水温の上昇と言った自然環境が出現し

ていた可能性が濃厚なのである。

- (19) 国史大系本『日本三代實録』（株式会社 吉川弘文館）1991年10月、に依る。
- (20) 「明月記」天福元年（1233）5月13日条では、石清水八幡宮の撰社である高良（こうら）神社（京都府八幡市）に於いて、同7日の巳時（10:00前後）に「御正體鏡鳴動」、「御正體鏡二面重鳴動光耀」の事が出来し、神祇官でト占が実施されたことを記録している。その結果、「口舌（論争）兵革」が奏上されたのであった。又、同24日条でも、同1日の亥時（22:00前後）に金峯山寺に於いて「勝手（勝手神社、勝手明神。奈良県吉野郡吉野町吉野山2354。源義経の行方に関して静御前が捕縛され、当社神楽殿で法楽の舞を披露したとされる「舞塚」がある）若宮寶殿内陣震動、其響如雷」とする鳴動現象が発生し、同3日寅時（4:00前後）にも「同御殿内陣震動、御正體鏡（しのぎ）箭墜落」とする出来事があったとしている。これも神祇官のト占に依り、「鬪諍病事」、「口舌動搖事」が奏上されたのであった。同5月17日巳時にも住吉神社第三神殿で鳴動があり、神祇官に依るト占が行なわれていた（同6月11日条）。これらの怪異・変異が気象現象に伴なう現象であったのか、否かに就いては判断が困難ではあるが、地震や発雷に依って発生していた震動であった可能性も考慮される。

- ただ、同24日条では「世俗之説、此怪未曾有云々」とあり、この後、8月中旬にかけて著しい暑熱と少雨の状態が継続し、「炎旱之徳政」（同年7月1日条）や、真恵僧正に依る神泉苑での祈雨修法（同6月19日条。同25日条には「雨不降而可結願」とある）の実行を迫られる事態に立ち至っていたことから、これらの怪異はその予兆として位置付けられていた可能性もある。
- (21) 竹ヶ原康弘氏『鎌倉殿祭祀の歴史的研究 鎌倉幕府の将軍と家政』日本史研究叢刊41（有限会社 和泉書院）2022年4月、参照。同氏は鎌倉幕府が執行していた年中行事や、天変地異・疫病出来の際に実施していた祈禱の特徴に関して整理を行ない、権門としての鎌倉幕府の性格を追究した。儀礼の場を重視した鎌倉殿と、儀礼に係る御家人たちの意欲や経済状態といった視点からも考察をしている。

- (22) 村山修一氏「関東陰陽道の成立」[『史林』（史学研究会）第49巻第4号所収、1（487）～22（508）頁、1966年7月]参照。

- (23) 青島史敏氏「平安時代の天下触穢について」[『三重大史学』（三重大学人文学部 考古学・日本史・東洋史研究室）第9号所収、1～27頁、2009年3月]では、「天下触穢」が穢れとなる範囲の広さと、受ける影響の重大さと言った観点からは、それが最大の穢れであったとする。死穢の蔓延という観点からは戦乱や疫病の流行もそうではあるが、気候変動に伴なう一律的な形での影響の方がより広域的で甚大な被害を人々に齎していたものと推測することができることから、平安京以外の場所に於ける異常気象に依る飢餓状態の継続とは、例えそれが都とは関係の無い事象であったとしても、平安京には飢餓民の流入と死という「天下触穢」の恐れを持つに至らせていたものと考えられる。

参考文献表：

④当該表は著者名（辞典、事典、史料等の場合は発行所）の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典・事典・史料等の場合には、その発行年月を省略したのものもある。

- 青島史敏氏「平安時代の天下触穢について」（『三重大史学』第9号所収、2009年3月）
- 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻、朝日新聞社
- 今井一郎、笠井亮秀、小路淳氏「赤潮と内湾環境：瀬戸内海を事例として」〔『水産海洋研究』第77号（創立50周年記念特別号）所収、2013年11月〕
- 白井正氏「藤原定家の客星」（『天文教育』71号 Vol. 16 No.6所収、2004年11月）
- 白井正氏「藤原定家は、なぜ超新星の記録を残したか」（『あすどろん』第5号所収、2009年1月）
- 岡田干毅氏「日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について—祈（止）雨特定社をめぐる—」（『人文論究』第43巻2号所収、1993年9月）
- 尾留川方孝氏「平安時代における穢れ観念の多元性」（『日本思想史学』第43号所収、2011年9月）
- 片平博文・吉越昭久・赤石直美・塚本章宏・麻生将・荒木まみ・飯田将悟・大塚夏子・小畑貴博・北利史・柴山礼子・福島康之・藤野真挙・森田美晴氏「京都における歴史時代の災害とその季節性」（『京都歴史災害研究』第6号所収、2006年6月）
- 日本泌尿器科学会・日本泌尿器内視鏡学会・日本尿路結石症学会編『尿路結石症診療ガイドライン 2013年版』金原出版、2013年9月
- 『古今著聞集』日本古典文学大系84、株式会社 岩波書店、1966年3月
- 『今昔物語集 一』日本古典文学大系22、株式会社 岩波書店、1959年3月
- 『今昔物語集 五』日本古典文学大系26、株式会社 岩波書店、1963年3月
- 『今昔物語集 四』日本古典文学大系25、株式会社 岩波書店、1962年3月
- 『平家物語 上』新 日本古典文学大系44、株式会社 岩波書店、1991年6月
- 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
- 『明月記 第一～第三』株式会社 国書刊行会
- 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
- 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
- 史料纂集⑧『明月記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1990年10月
- 『現代語訳 北越雪譜』株式会社 野島出版、1996年11月
- 国史大系本（第33巻）『吾妻鏡 後篇』株式会社 吉川弘文館、2000年6月
- 国史大系本（第26巻）『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式会社 吉川弘文館、2000年11月
- 国史大系本（第53巻）『公卿補任 第一篇』株式会社 吉川弘文館、2000年12月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本『日本三代實録』株式会社 吉川弘文館、1991年10月
- 国史大系本（第4巻）『日本三代實録』株式会社 吉川弘文館、2000年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1981年2月
- 増補 史料大成本『山槐記』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 増補 史料大成本『水左記 永昌記』株式会社 臨川書店、1975年9月
- 増補 史料大成本『台記 一』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 増補 史料大成本『台記 二』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 増補 史料大成本『台記別記 宇槐記抄』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 増補 史料大成本『兵範記 一～五』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 河角龍典氏「京都鴨川の水害史と平安時代以降の地形変化」〔『日本地理学会発表要旨集』2004s（0）所収、2004年〕
- 環境省「RDB図鑑」
- 早稲田大学図書館所蔵本「金匱要略 卷之上・中・下」（請求記号 ヤ09 01146）
- 楠見晴重氏「古都に眠る千年の地下水脈—悠久の雅を支える地下水—」（『日本醸造協会誌』第109巻第1号所収、2014年1月）
- 黒田日出男氏『龍の棲む日本』岩波新書（新赤版）831、株式会社 岩波書店、2003年3月
- 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記（全）』国書刊行会、1973年2月
- 『玉葉 第一』国書刊行會代表者今泉定介、1906年2月
- 国土交通省気象庁「江ノ島 年ごとの値 主要要素」
- 国土交通省気象庁「海面水温実況図」
- 国土交通省気象庁「京都府の気候変動（真夏日他）いま—「京都における熱帯夜の年間日数」
- 国土交通省気象庁「二酸化炭素 最新の経年変化図」—「気象庁の観測点における二酸化炭素濃度及び年増加量の経年変化（1988～2022年）」—「二酸化炭素濃度（PPM）」
- 国土交通省気象庁「日別海面水温」
- 国土交通省 土地・水資源局 国土調査課『平成12年度 京都地域地下水マップ作成調査業務 報告書』2001年3月
- 近藤純正氏「平衡蒸発量と地表面蒸発」（『水文・水資源学会誌』第2巻2号所収、1989年11月）
- 坂井多穂子氏「中国の治水—神話の時代から—」（『東洋大学「エコ・フィロソフィ」研究』Vol.14所収、2020年3月）
- 清水咲希氏「古代、中世における「人魂」の語義—「流星」との関係性から」（『国文研究』第62号所収、2017年9月）
- 『日本大百科全書』小学館

- 早稲田大学図書館所蔵本「諸病源候総論 卷之1—50」(請求記号 ヤ09 00136)
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 高木俊二、池谷元伺氏「地震で引き起こされる大気の発光現象」(『日本惑星科学会誌 遊・星・人』第7巻1号所収、1998年)
- 高田吉治・青柳秀夫氏「日本海側における冬季雷の増加傾向について」(『第32回風力エネルギー利用シンポジウム』32巻所収、2010年11月)
- 田上善夫氏「気候災害・防災祈願と古代・中世の気候変動」(『歴史地理学』第55巻第5号(第267号)所収、2013年12月)
- 竹ヶ原康弘氏『鎌倉殿祭祀の歴史的研究 鎌倉幕府の将軍と家政』日本史研究叢刊41、有限会社 和泉書院、2022年4月
- 『鈴木牧之全集 上巻 著作篇』中央公論社、1983年7月
- 東京都福祉保健局「東京都蚊媒介感染症対策会議報告書」2014年12月24日
- 戸口伸二氏「平安京右京の衰退と地形環境変化」(『人文地理』第48巻第6号所収、1996年12月)
- 中川行夫、金戸橋夫、角田篤義氏「果樹の気象的適地に関する研究 (4) ウメの開花結実と冬の気温」(『農業気象』第21巻第4号所収、1966年3月)
- 長又高夫氏「寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策」(『身延山大学仏教学部紀要』第14号所収、2013年10月)
- 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」(請求記号 WA7-102)
- 早川智氏『戦国武将を診る』株式会社 朝日新聞出版、2016年5月
- 『世界大百科事典』初版、平凡社
- 『理科年表 令和2年 第93冊』丸善出版株式会社、2019年11月
- 南京中医学院校積、牟田光一郎氏訳『諸病源候論』緑書房、1989年12月
- 村山修一氏「関東陰陽道の成立」(『史林』第49巻第4号所収、1966年7月)
- 安井豊氏「死亡と気候・気象・潮汐などとの関係率」(『天気』10巻8号所収、1963年)
- 藪内清、橋本敬造氏「中国史料における新星」(『天文月報』第60巻 第12号所収、1967年12月)

注記：

本稿に於ける和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」、太陰太陽暦とグレゴリオ暦・太陽暦間の換算は「KE!⁺SAN 生活や実務に役立つ計算サイト」の「和暦から西暦変換(年月日)」(CASIO)に基づいた。

